

岩倉市障がい者計画（第6期） 案

令和5年12月

岩 倉 市

目次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 国の障がい者施策の流れ	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	9
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	10
1 人口の状況	10
2 障がいのある人の状況	12
3 アンケート調査結果からみた現状	18
4 サービス事業所及び関係団体ヒアリング意見からみた現状	61
第3章 計画の基本的な考え方	65
1 基本理念	65
2 基本目標	66
3 施策の方向	68
4 計画の体系	70
第4章 施策の展開	71
1 とともに生きる～理解と交流の推進	71
2 地域で生活する～生活支援の充実	76
3 健やかに生きる～保健・医療の充実	82
4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実	85
5 いきいきと活動する～社会参加の促進	88
6 安心して暮らす～安全・安心の整備	92
第5章 計画の推進	96
1 計画の推進体制	96
2 計画の進捗管理	97



計画策定の趣旨について

Ⅱ 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

岩倉市（以下「本市」）では、平成30年度に「岩倉市障がい者計画（第5期）」、令和3年度に「岩倉市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、障がい福祉を推進してきました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「ともに生き、ともに創ろうずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら」を念頭に、次期計画である「岩倉市障がい者計画（第6期）及び岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

Ⅱ 2 国の障がい者施策の流れ

(1) 障がい者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援

法)」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

（２）近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障

害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「岩倉市障がい者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5（2023）年度 ～令和9（2024）年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	あいち障害者福祉プラン 2021-2026		
岩倉市	岩倉市障がい者計画（第6期）、 岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障害者地域生活移行 ・一般就労移行 ・就労選択支援 ・地域生活支援事業 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援

障害者基本計画（第5次）の基本的な考え

<理念>

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める

<基本原則>

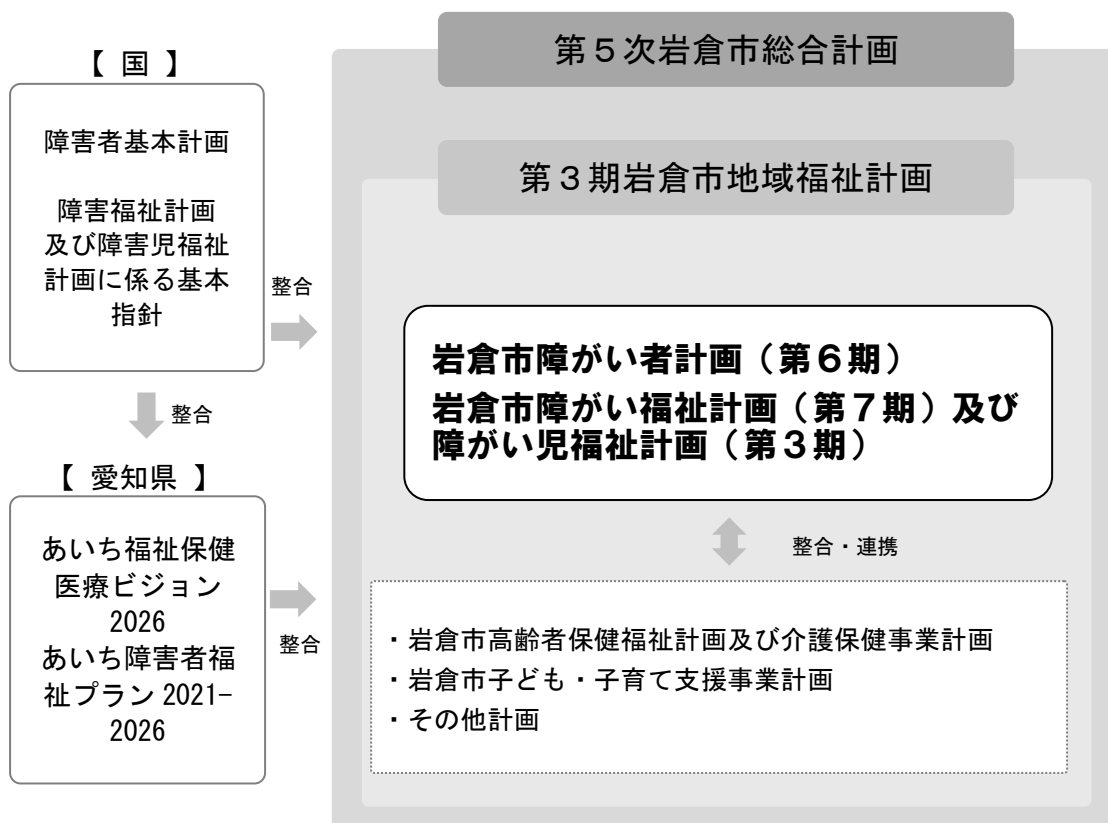
- 地域社会における共生等
- 差別の禁止
- 国際的協調

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(3) 関連計画

岩倉市障がい者計画（第6期）並びに岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）は、市の最上位計画である「第5次岩倉市総合計画」における福祉部門上位計画である「第3期岩倉市地域福祉計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。これらの計画では、本市が策定した「岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画」、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画を踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

今回策定する「岩倉市障がい者計画（第6期）」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。「岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障がい者 計画	第5期			第6期					
障がい 福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

5 計画の策定体制

（1）計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「岩倉市障害者計画推進委員会」及び「岩倉市地域自立支援協議会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

（2）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



障がいのある人を取り巻く状況

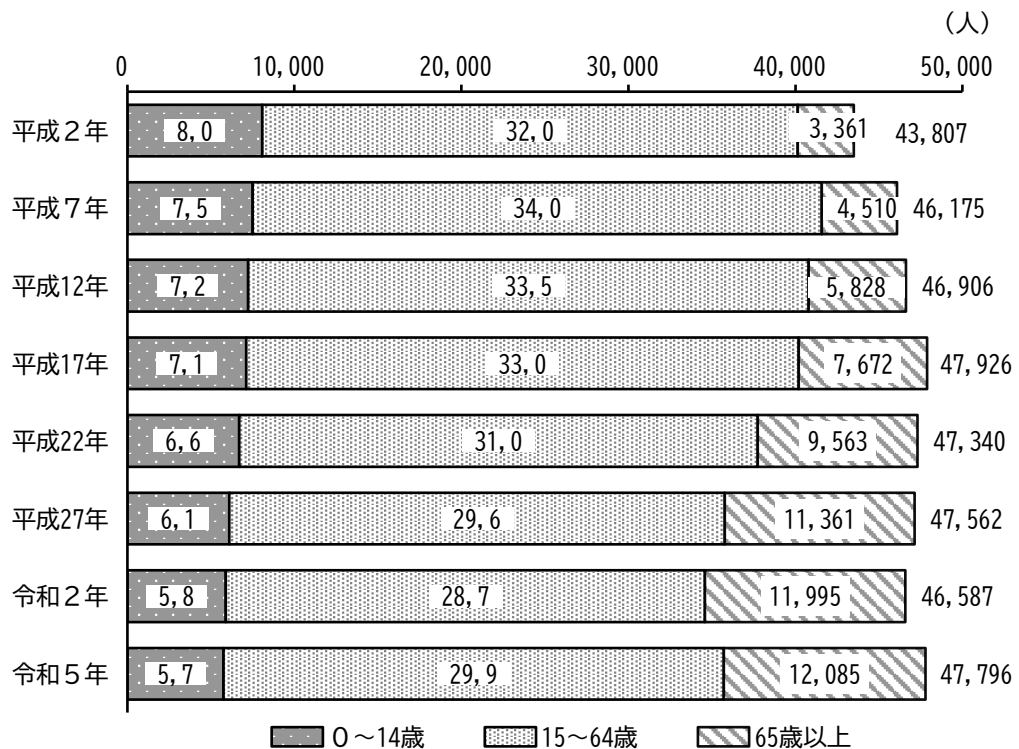
Ⅱ 1 人口の状況

(1) 人口の推移

平成2年から令和2年までの総人口の推移をみると、平成17年までは右肩上がりに増加していましたが、それ以降は増減を繰り返して推移し、令和5年10月1日現在で、岩倉市の総人口は47,796人となっています。

年齢区分別にみると、平成2年から令和5年まで、年少人口（0～14歳）は減少し続け、生産年齢人口（15～64歳）も概ね減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成2年から令和2年までの30年間に8,634人増加し、3.6倍となっています。

図表Ⅱ－1 人口の推移



注：平成2～令和2年の総人口には年齢不詳が含まれます。

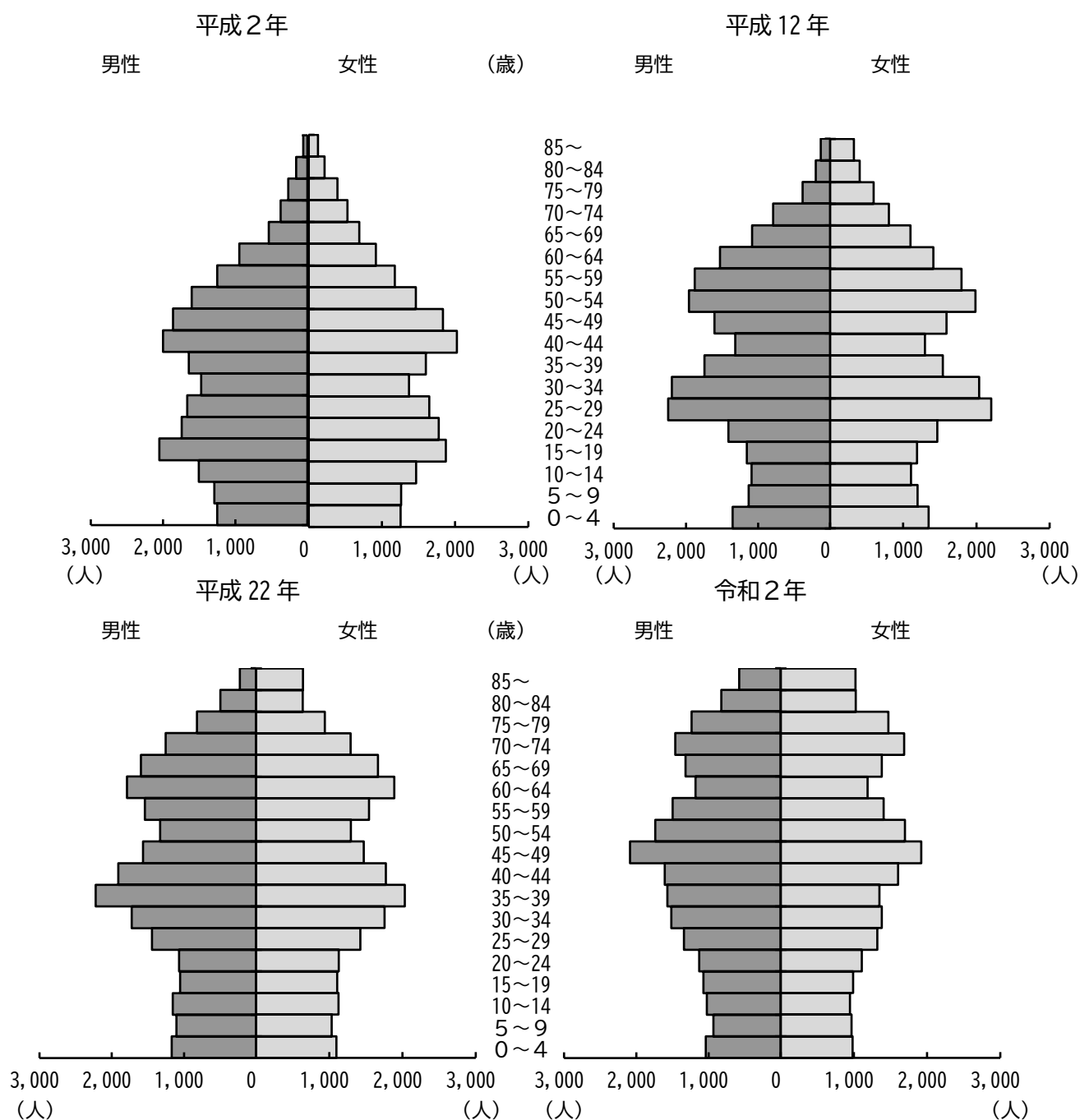
資料：国勢調査（令和2年まで）、住民基本台帳（令和5年10月1日）

(2) 人口ピラミッド

図表Ⅱ－２は、平成２年～令和２年の岩倉市の男女別５歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみたものです。

団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに少子高齢化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表Ⅱ－２ 人口ピラミッド



資料：国勢調査

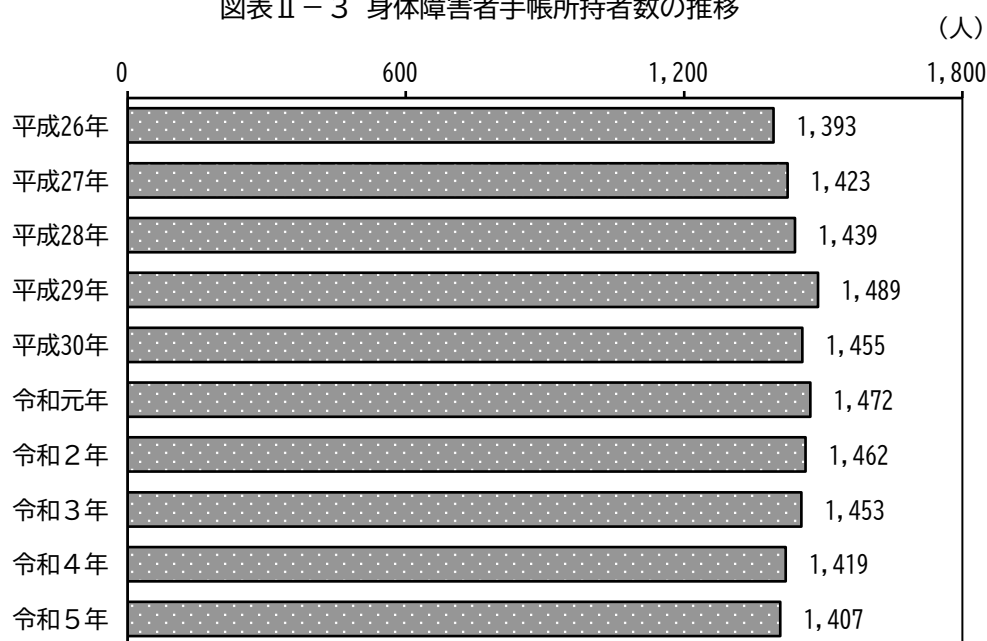
Ⅱ 2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

令和5年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,407人です。平成30年以降、概ね減少傾向となっています（図表Ⅱ－3）。

障がいの種類別にみると、平成30年から令和4年にかけて、肢体不自由が約50%と最も多くなっています。内部障がいも、約30～40%と多くを占めており、毎年増加しています（図表Ⅱ－4）。

図表Ⅱ－3 身体障害者手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

図表Ⅱ－4 身体障がいの種類別に見た身体障害者手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：%

区 分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
平成30年	76	112	12	768	487	1,455
	5.2	7.7	0.8	52.8	33.5	100.0
令和元年	73	107	11	770	511	1,472
	5.0	7.3	0.7	52.3	34.7	100.0
令和2年	74	112	15	739	522	1,462
	5.1	7.7	1.0	50.5	35.7	100.0
令和3年	75	108	16	712	542	1,453
	5.2	7.4	1.1	49.0	37.3	100.0
令和4年	64	105	18	687	545	1,419
	4.5	7.4	1.3	48.4	38.4	100.0
令和5年	61	106	18	680	542	1,407
	4.3	7.5	1.3	48.3	38.5	100.0

(各年4月1日現在)

障がい等級別にみると、令和５年４月１日現在の１・２級の重度は５５７人（３９．６％）、３～６級の中軽度が８５０人（６０．４％）となっています。身体障がいの種類別にみると、視覚障がい及び内部障がいは１・２級が多く、その他の障がいは３～６級が多くなっています（図表Ⅱ－５）。

障がい等級別に推移をみると、１・２級が４０％前後、３～６級が６０％前後で推移しています（図表Ⅱ－６）。

年齢別にみると、１８歳以上が９８．４％を占めています（図表Ⅱ－７）。

図表Ⅱ－５ 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

単位：上段：人、下段：％

区 分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
１・２級	40	30	1	242	244	557
	7.2	5.4	0.2	43.4	43.8	100.0
３～６級	21	76	17	438	298	850
	2.5	8.9	2.0	51.5	35.1	100.0
合 計	61	106	18	680	542	1,407
	4.3	7.5	1.3	48.3	38.5	100.0

（令和５年４月１日現在）

図表Ⅱ－６ 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：％

区 分	１・２級	３～６級	合 計
平成 30 年	578	877	1,455
	39.7	60.3	100.0
令和元年	589	883	1,472
	40.0	60.0	100.0
令和２年	589	873	1,462
	40.3	59.7	100.0
令和３年	590	863	1,453
	40.6	59.4	100.0
令和４年	568	851	1,419
	40.0	60.0	100.0
令和５年	557	850	1,407
	40.0	60.0	100.0

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－７ 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：上段：人、下段：％

区 分	18 歳未満	18 歳以上	合 計
人数	22	1,385	1,407
率	1.6	98.4	100

（令和５年４月１日現在）

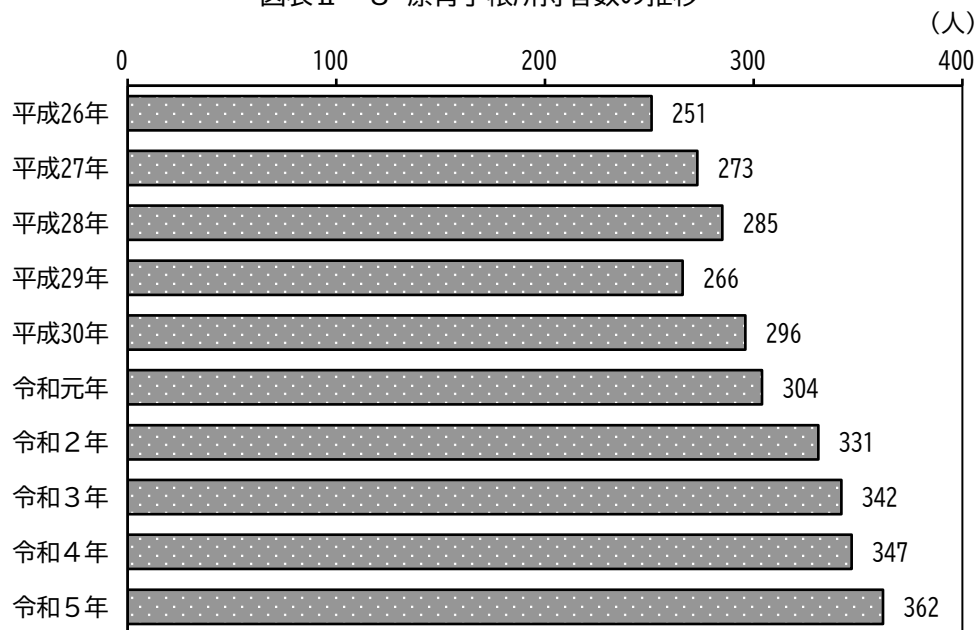
(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

令和5年4月1日現在、本市の療育手帳所持者は362人となっています。療育手帳所持者数の推移をみると、平成29年には減少に転じていますが、それ以降は再び増加し続けています（図表Ⅱ－8）。

障がいの程度別にみると、重度（A判定）は令和元年まで30%台後半で推移していましたが、近年は30%台前半まで減少しています。中度（B判定）は20%台前半で推移しており、減少傾向にあります。軽度（C判定）は、令和元年まで30%台後半で推移していましたが、近年は40%台まで増加しています（図表Ⅱ－9）。

年齢別にみると、18歳未満が36.7%、18歳以上が63.3%です（図表Ⅱ－10）。

図表Ⅱ－8 療育手帳所持者数の推移



（各年4月1日現在）

図表Ⅱ－９ 障がいの程度別に見た療育手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：％

区 分	重度（Ａ判定）	中度（Ｂ判定）	軽度（Ｃ判定）	合 計
平成 30 年	115	71	110	296
	38.9	24.0	37.2	100.0
令和元年	118	72	114	304
	38.8	23.7	37.5	100.0
令和 2 年	122	73	136	331
	36.9	22.1	41.1	100.0
令和 3 年	118	77	147	342
	34.5	22.5	43.0	100.0
令和 4 年	120	76	151	347
	34.6	21.9	43.5	100.0
令和 5 年	122	82	158	362
	33.7	22.7	43.6	100.0

（各年４月１日現在）

図表Ⅱ－１０ 年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：上段：人、下段：％

区 分	18 歳未満	18 歳以上	合 計
重 度（Ａ判定）	25	97	122
	20.5	79.5	100.0
中 度（Ｂ判定）	22	60	82
	26.8	73.2	100.0
軽 度（Ｃ判定）	86	72	158
	54.4	45.6	100.0
合 計	133	229	362
	36.7	63.3	100.0

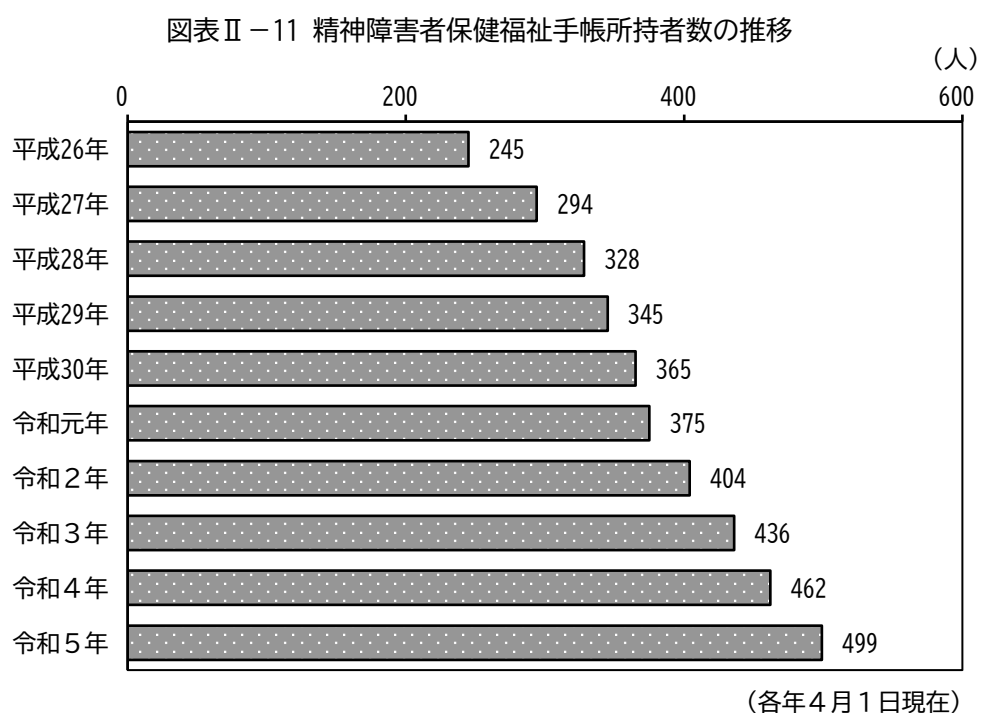
（令和５年４月１日現在）

(3) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者等）

令和5年4月1日現在、本市の精神保健福祉手帳所持者は499人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加を続けています（図表Ⅱ－11）。

等級別にみると、2級が約60%を占めています（図表Ⅱ－12）。

年齢別にみると、18歳以上が90%以上を占めています（図表Ⅱ－13）。



図表Ⅱ－12 障害等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：％

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 30 年	38	241	86	365
	10.4	66.0	23.6	100.0
令和元年	47	250	78	375
	12.5	66.7	20.8	100.0
令和 2 年	55	262	87	404
	13.6	64.9	21.5	100.0
令和 3 年	58	274	104	436
	13.3	62.8	23.9	100.0
令和 4 年	68	292	102	462
	14.7	63.2	22.1	100.0
令和 5 年	81	312	106	499
	16.2	62.5	21.2	100.0

(各年 4 月 1 日現在)

注：端数処理のため、割合の和は必ずしも 100%にならない。

図表Ⅱ－13 年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：上段：人、下段：％

区分	18 歳未満	18 歳以上	合 計
1 級	0	81	81
	0.0	100.0	100.0
2 級	9	303	312
	2.9	97.1	100.0
3 級	5	101	106
	4.7	95.3	100.0
合 計	14	485	499
	2.8	97.2	100.0

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

Ⅲ アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

岩倉市障がい者計画（第6期）（計画期間：令和6年度～令和11年度）、岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（計画期間：令和6年度～令和8年度）の策定にあたり、障がい児・者の現況、ニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするものです。

② 調査対象

障がい者（18歳以上）：18歳以上の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

障がい児（18歳未満）：18歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または障害児通所支援利用者

③ 調査期間

令和4年12月25日～令和5年1月13日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者（18歳以上）	2128 通	980 通	46.1%
障がい児（18歳未満）	229 通	113 通	49.3%

(2) 調査の結果

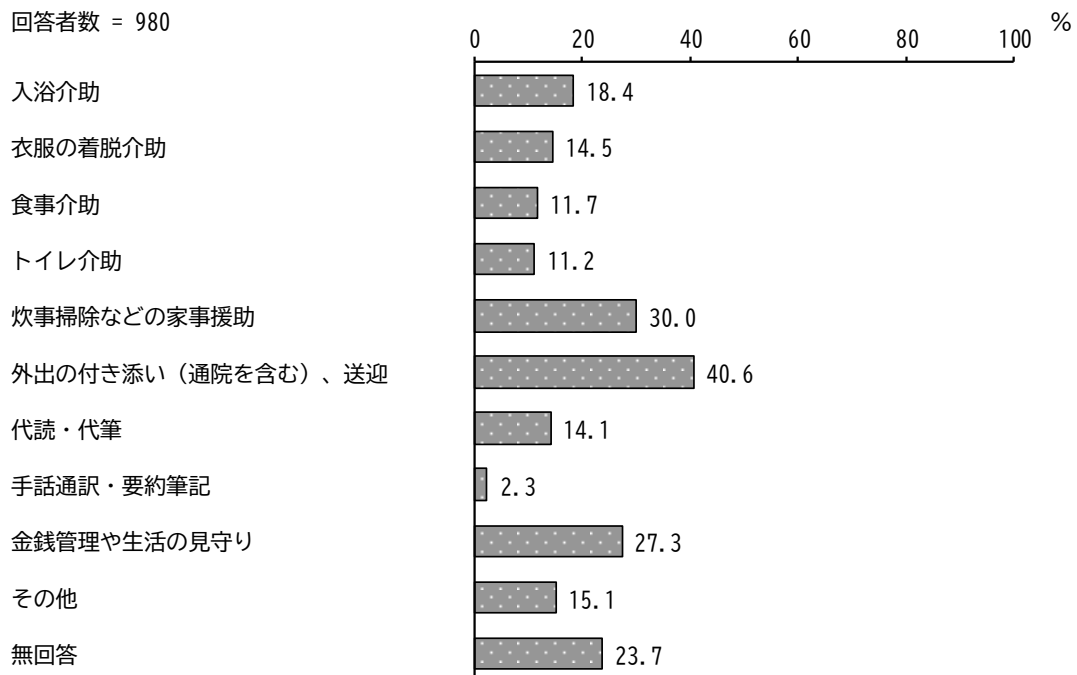
(2) - 1 障がい者（18歳以上）調査

① 介助や支援してくれる人のことについて

ア どのような介助や支援が必要か

「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」の割合が40.6%と最も高く、次いで「炊事掃除などの家事援助」の割合が30.0%、「金銭管理や生活の見守り」の割合が27.3%となっています。

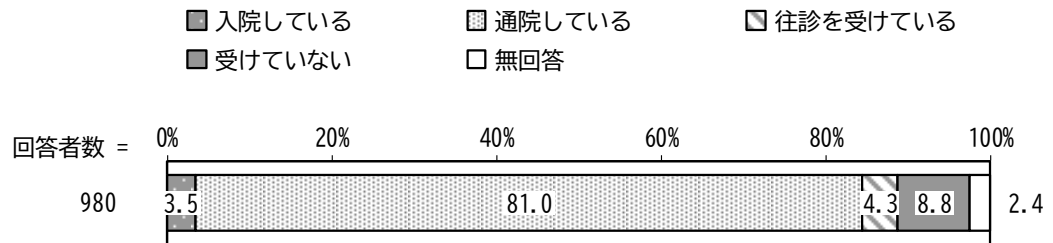
回答者数 = 980



② 医療について

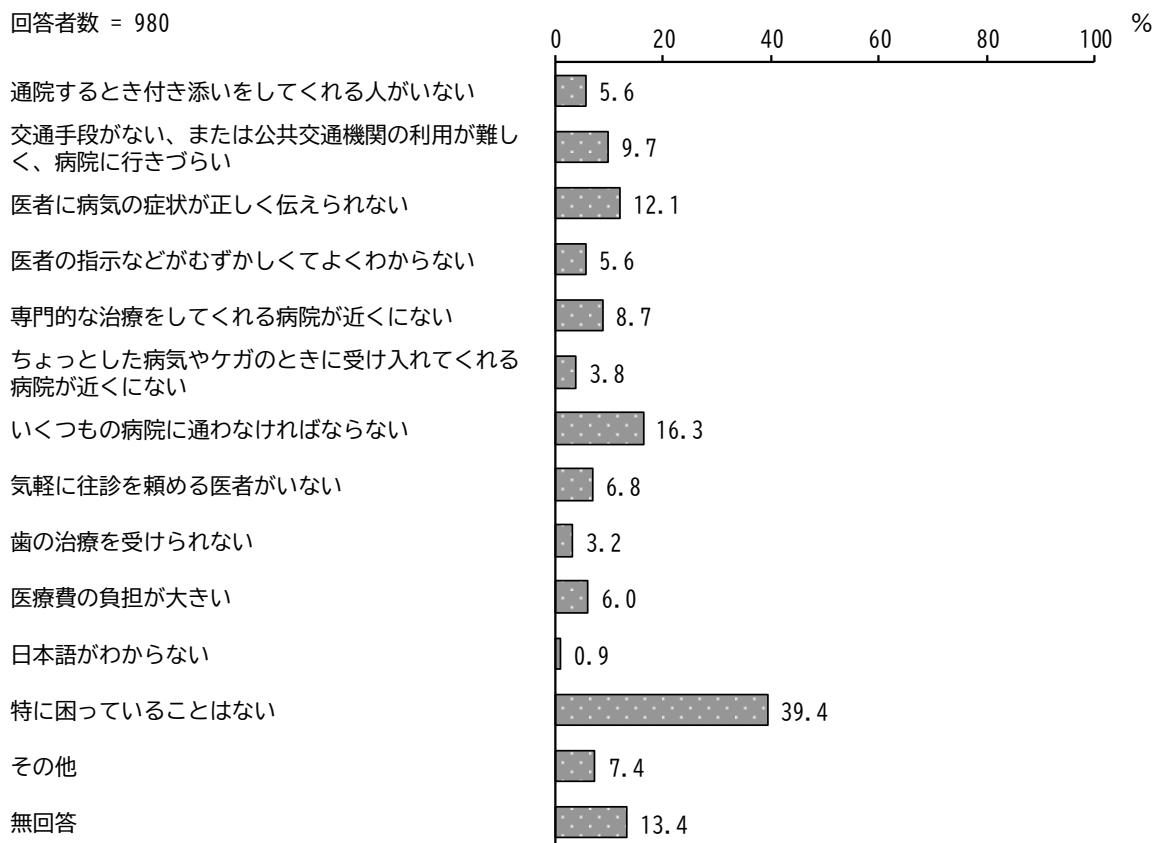
ア 病院などで治療を受けているか

「通院している」の割合が81.0%と最も高くなっています。



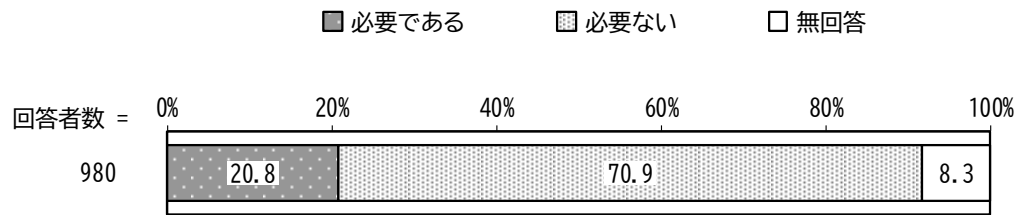
イ 医療のことで、困っていること

「特に困っていることはない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」の割合が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」の割合が12.1%となっています。



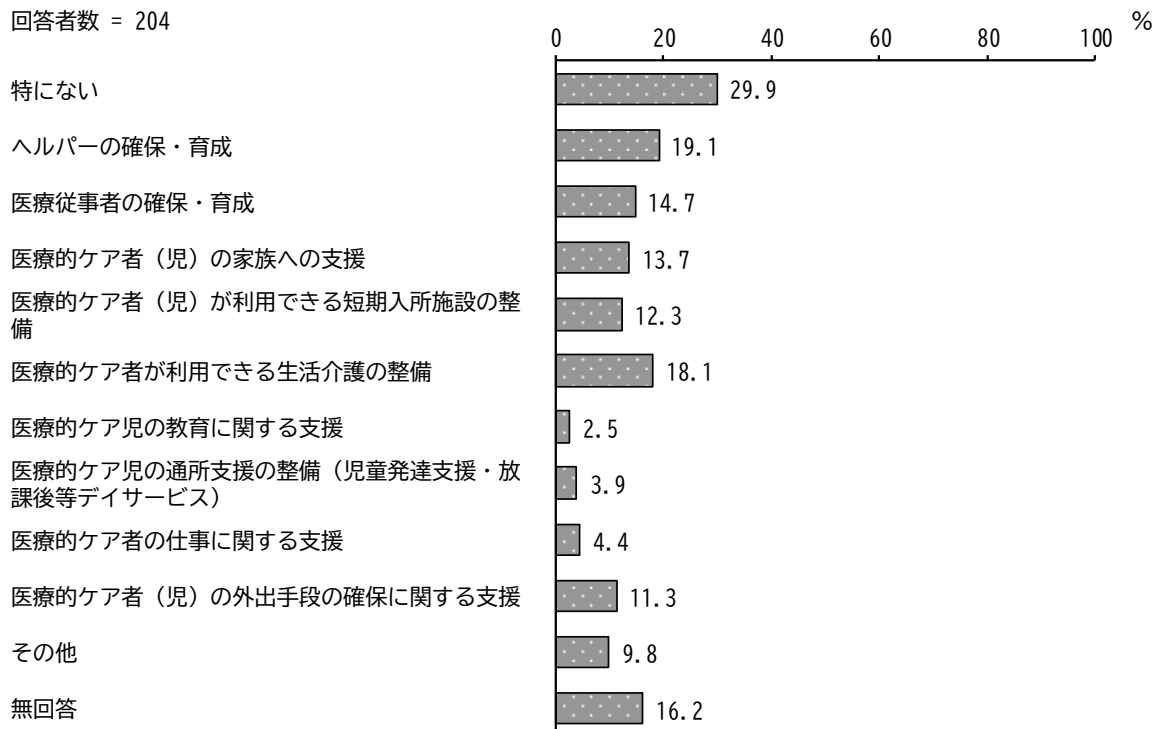
ウ 医療的ケアの必要性

「必要である」の割合が20.8%、「必要ない」の割合が70.9%となっています。



エ 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要か

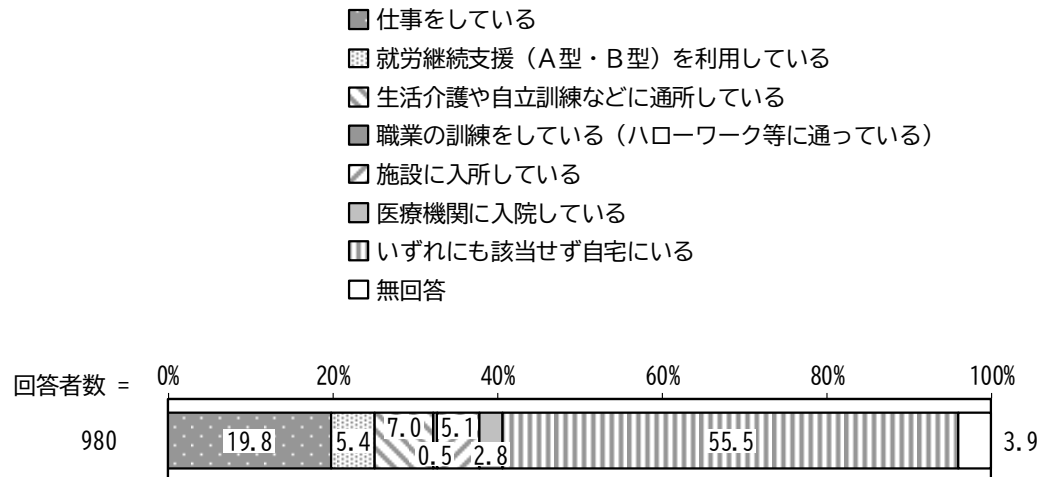
「特にない」の割合が29.9%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保・育成」の割合が19.1%、「医療的ケア者が利用できる生活介護の整備」の割合が18.1%となっています。



③ 日中の活動について

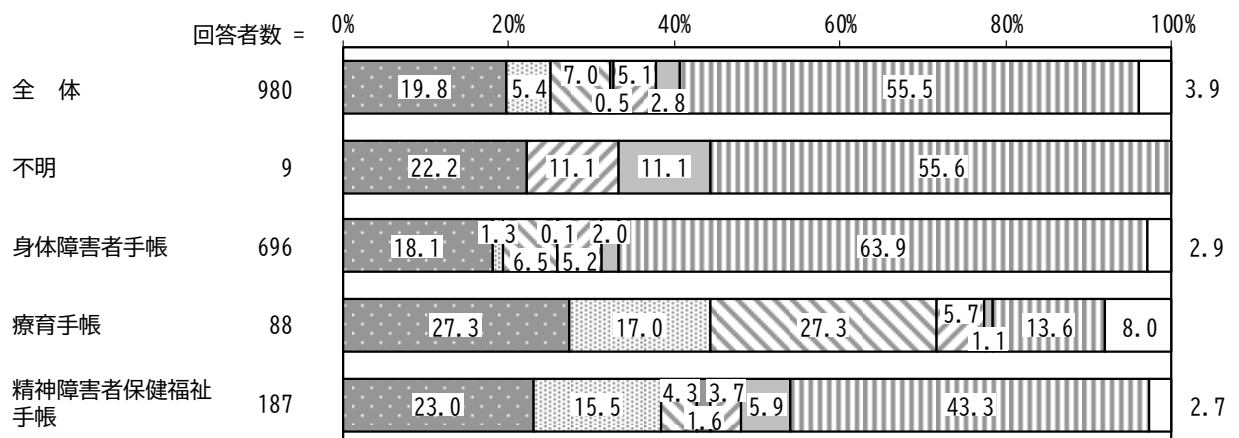
ア 日中は主にどのように過ごしているか

「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合が55.5%と最も高く、次いで「仕事をしている」の割合が19.8%となっています。



【手帳種別】

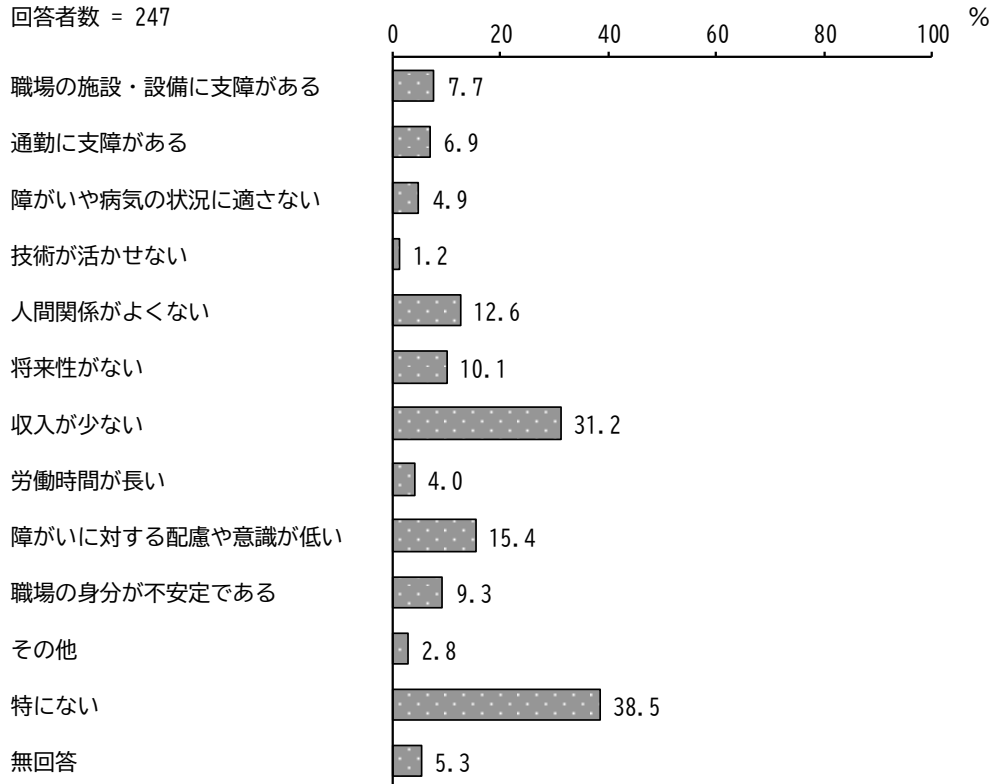
手帳種別にみると、全体と比較して、身体障害者手帳で「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合が、療育手帳で「仕事をしている」の割合が高くなっています。



イ 職場への不安や不満

「特にない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」の割合が15.4%となっています。

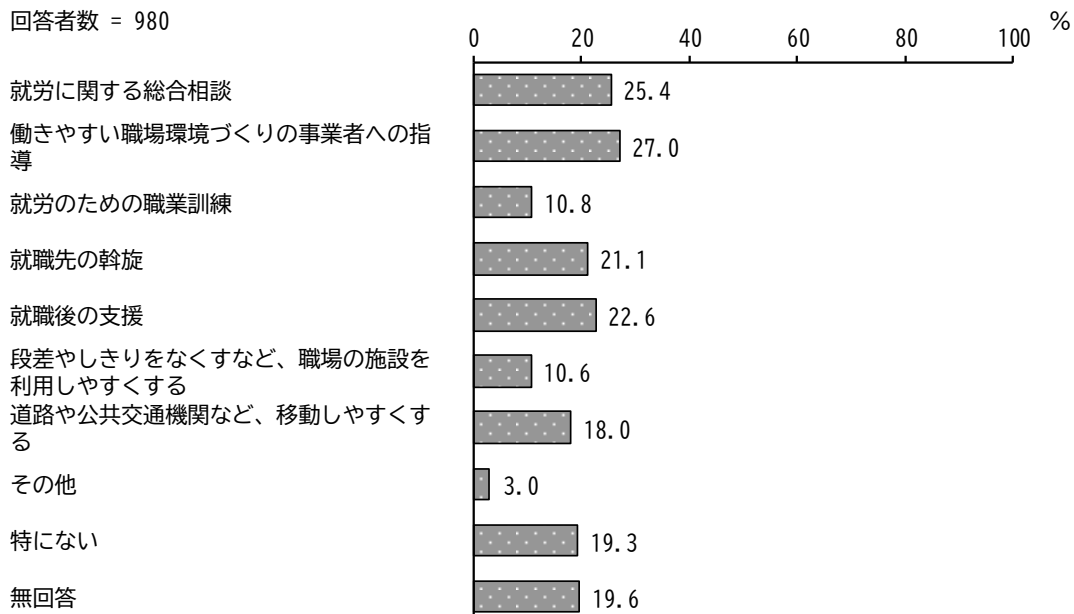
回答者数 = 247



ウ 就労を促進するために必要な支援

「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」の割合が27.0%と最も高く、次いで「就労に関する総合相談」の割合が25.4%、「就職後の支援」の割合が22.6%となっています。

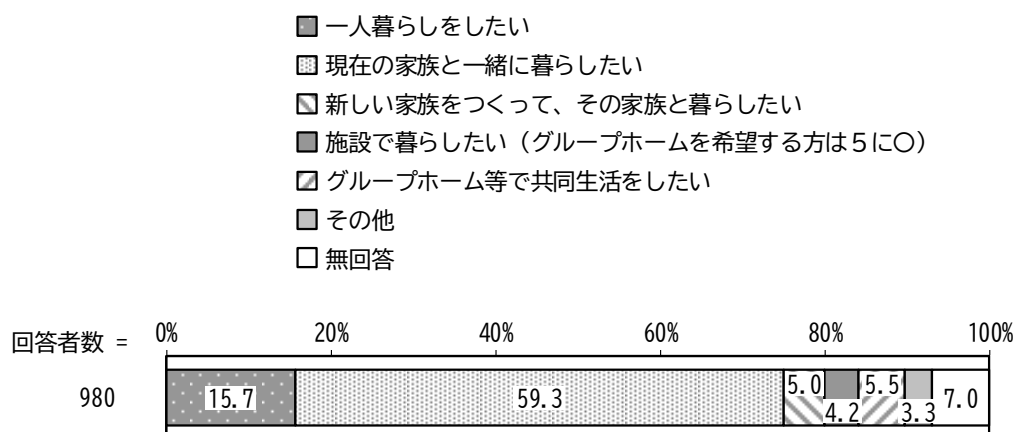
回答者数 = 980



④ これからの生活について

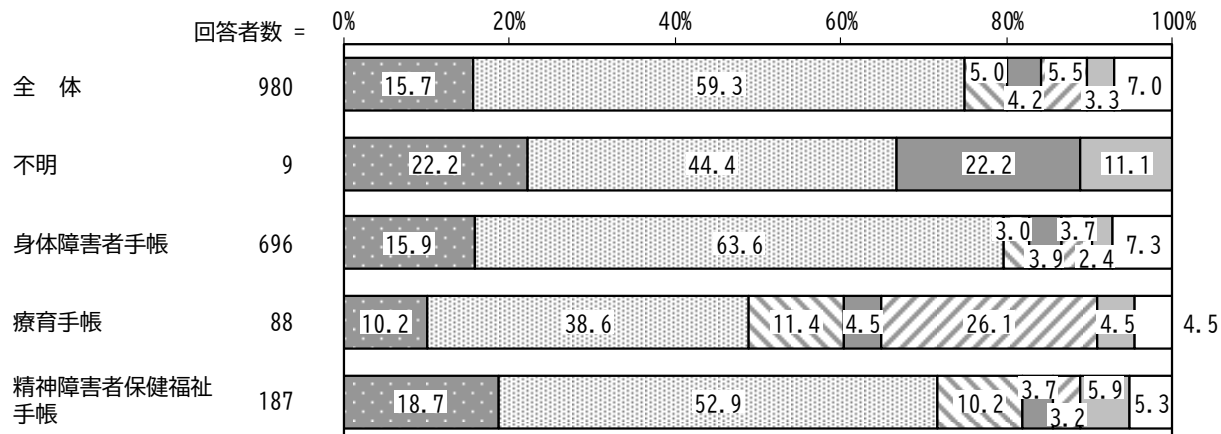
ア 今後の暮らし方

「現在の家族と一緒に暮らしたい」の割合が59.3%と最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」の割合が15.7%となっています。



【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、大きな差はみられません。

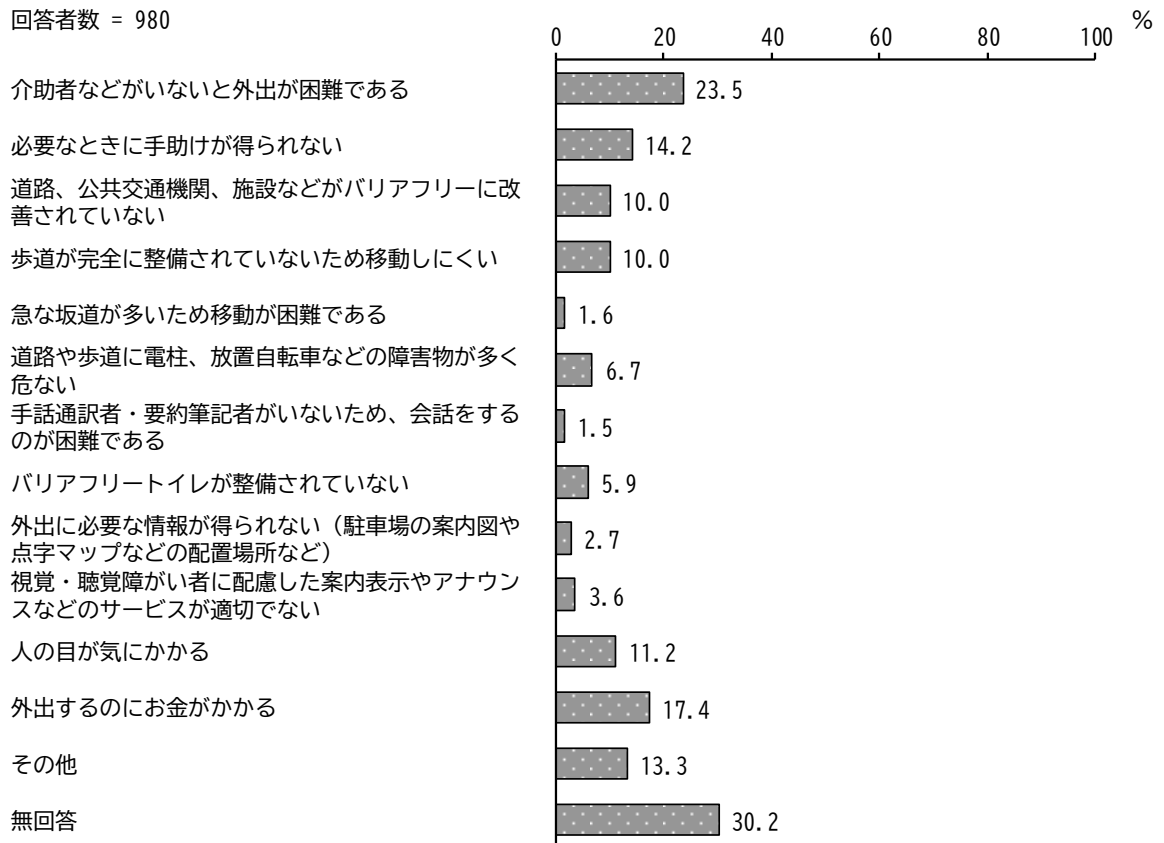


⑤ 外出について

ア 外出時の困りごと

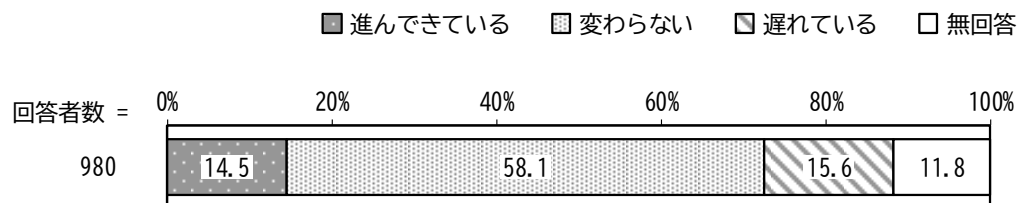
「介助者などがいないと外出が困難である」の割合が23.5%と最も高く、次いで「外出するのにお金がかかる」の割合が17.4%、「必要なときに手助けが得られない」の割合が14.2%となっています。

回答者数 = 980



イ 公共施設におけるバリアフリーの推進状況

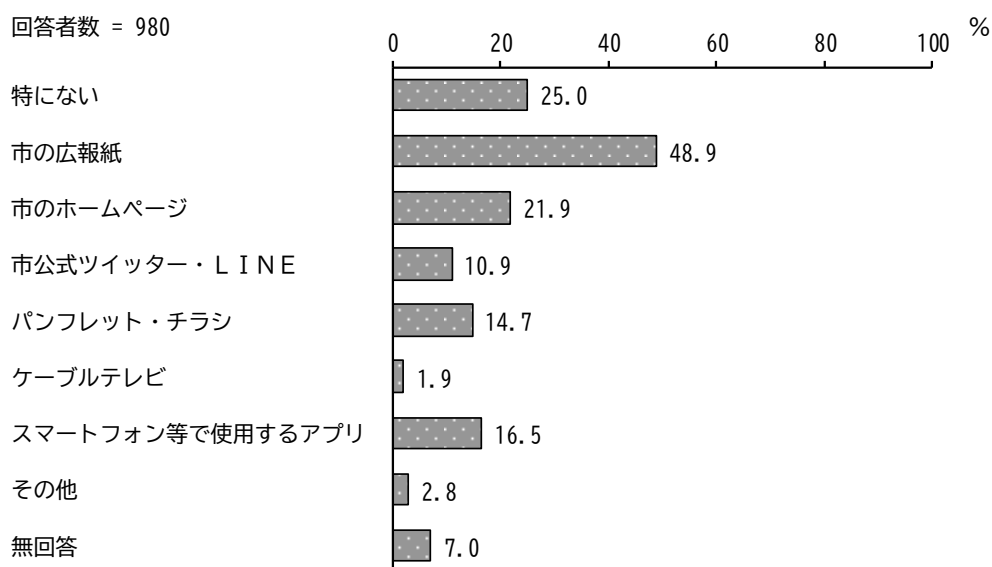
「変わらない」の割合が58.1%と最も高く、次いで「遅れている」の割合が15.6%、「進んできている」の割合が14.5%となっています



⑥ コミュニケーション手段について

ア 障がい福祉に関する情報の入手方法で希望するもの

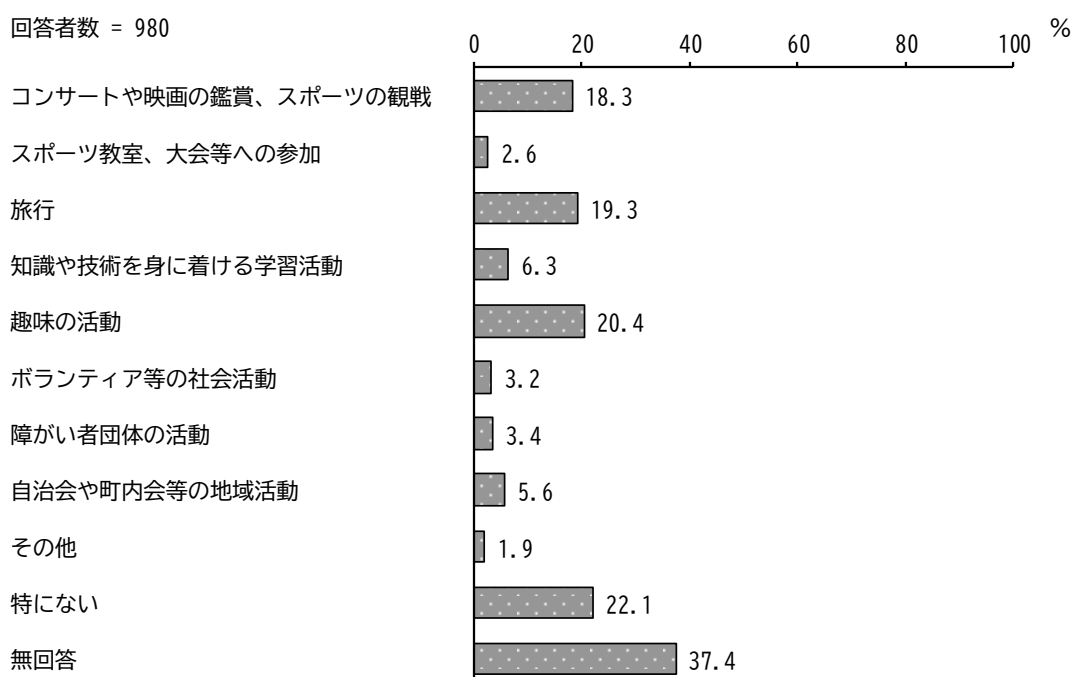
「市の広報紙」の割合が48.9%と最も高く、次いで「特にない」の割合が25.0%、「市のホームページ」の割合が21.9%となっています。



⑦ スポーツ・文化活動などについて

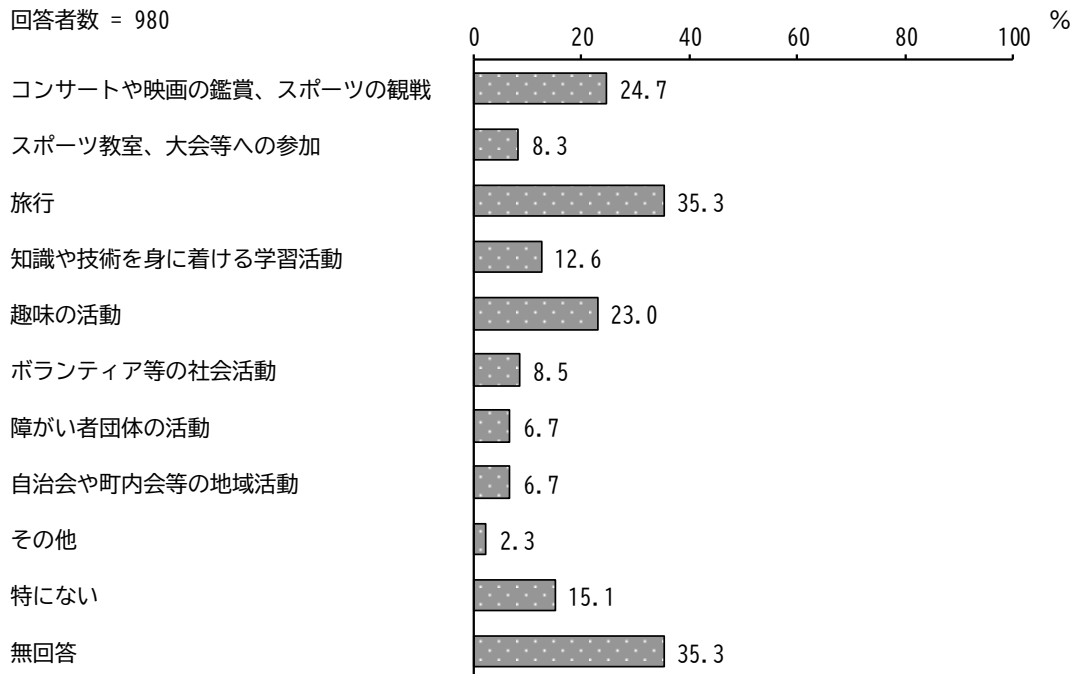
ア 1年間にしたこと

「特にない」の割合が22.1%と最も高く、次いで「趣味の活動」の割合が20.4%、「旅行」の割合が19.3%となっています。



イ 今後したいこと

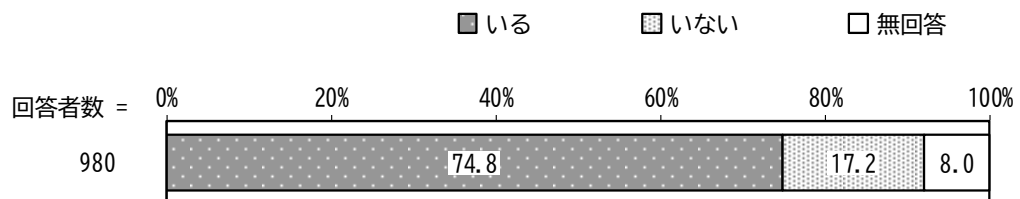
「旅行」の割合が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」の割合が24.7%、「趣味の活動」の割合が23.0%となっています。



⑧ 地域活動について

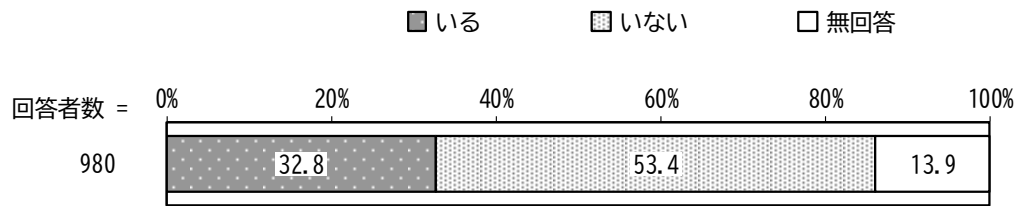
ア 近隣でつきあいのある人の有無

「いる」の割合が74.8%、「いない」の割合が17.2%となっています。



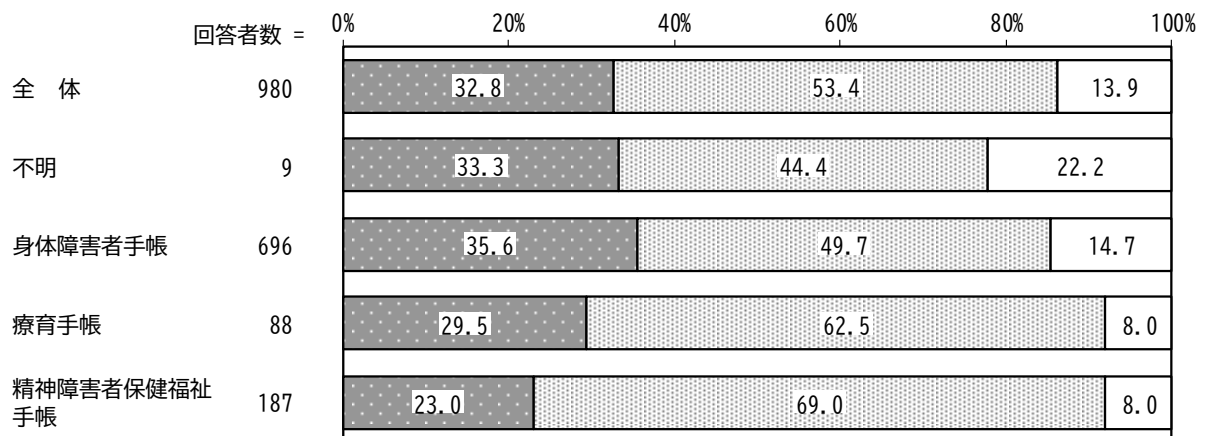
イ 困ったときに相談できる人

「いる」の割合が32.8%、「いない」の割合が53.4%となっています。



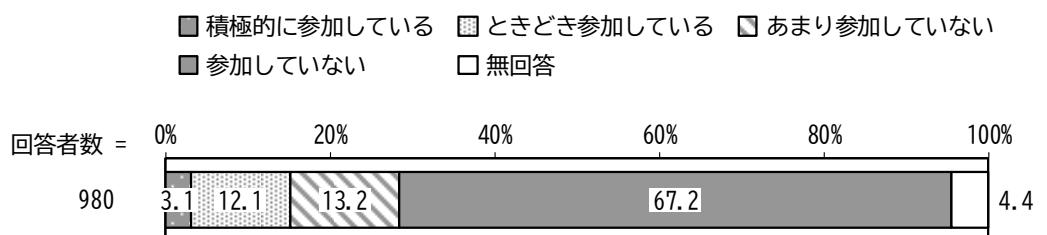
【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳で「いない」の割合が高くなっています。



ウ 地域の活動や行事の参加状況

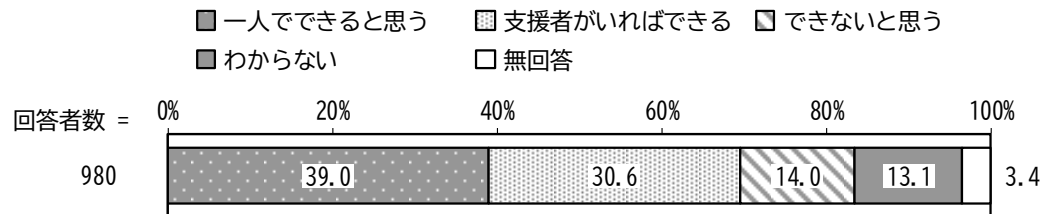
「参加していない」の割合が67.2%と最も高く、次いで「あまり参加していない」の割合が13.2%、「ときどき参加している」の割合が12.1%となっています。



⑨ 災害時に困ることについて

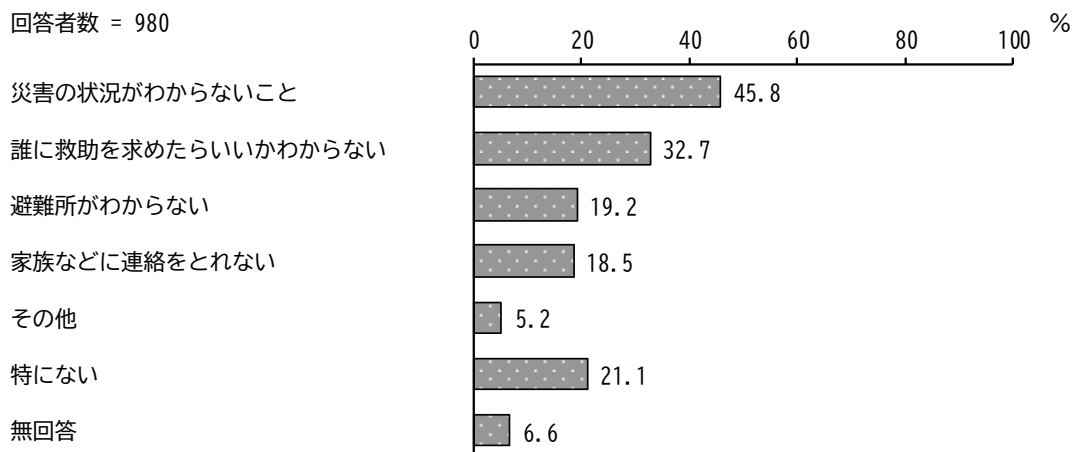
ア 災害時の避難状況

「一人でできると思う」の割合が 39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」の割合が 30.6%、「できないと思う」の割合が 14.0%となっています。



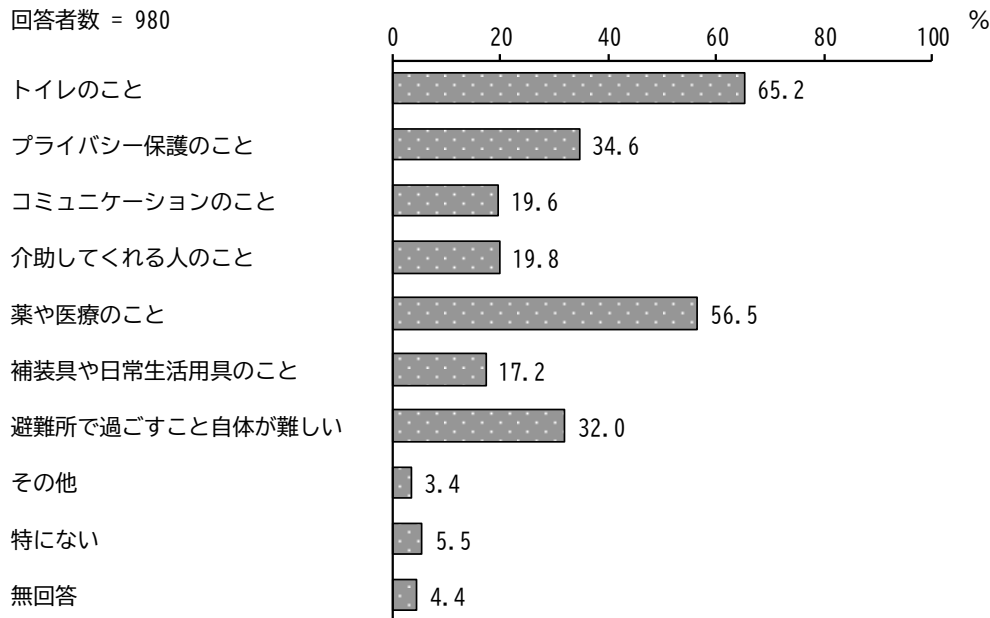
イ 災害時に困ることや不安に思うこと

「災害の状況がわからないこと」の割合が 45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」の割合が 32.7%、「特にない」の割合が 21.1%となっています。



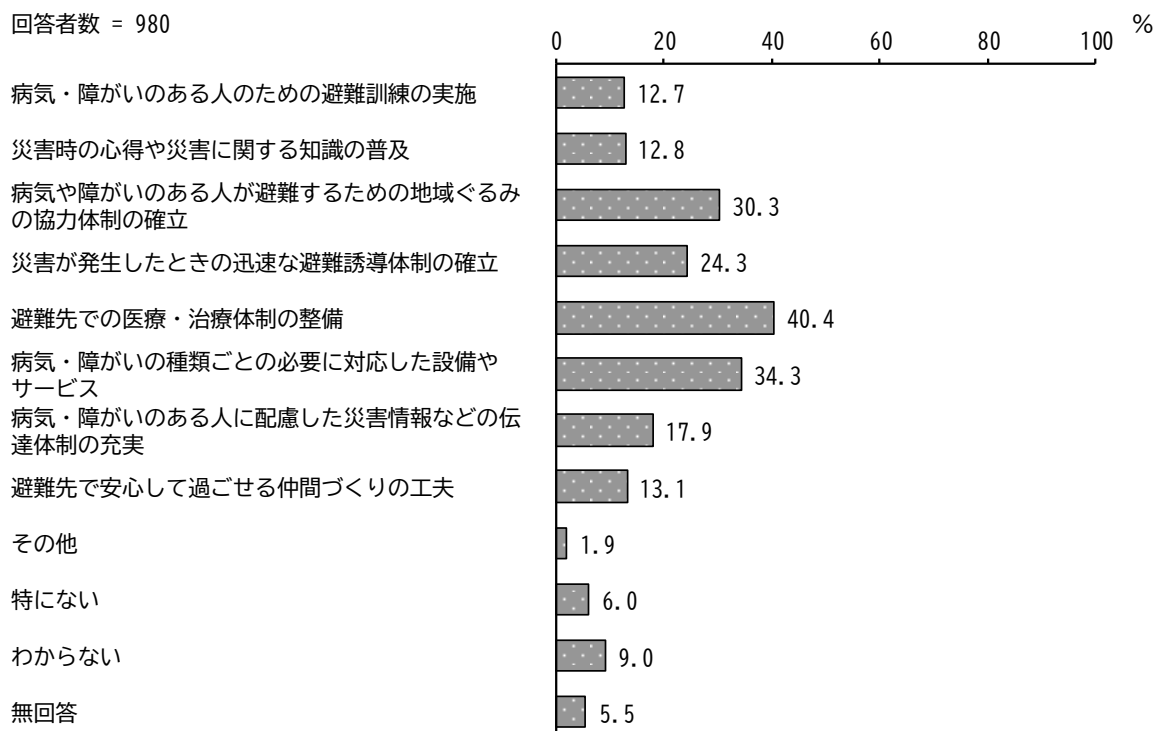
ウ 災害時の避難所等で困ること

「トイレのこと」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「薬や医療のこと」の割合が 56.5%、「プライバシー保護のこと」の割合が 34.6%となっています。



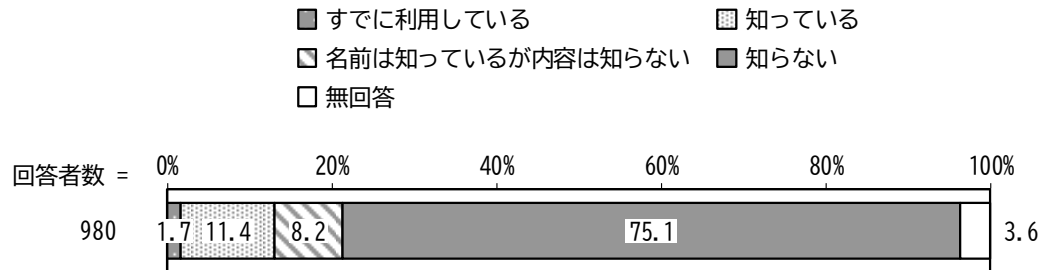
エ 災害時に備えて力を入れてほしいこと

「避難先での医療、治療体制の整備」の割合が 40.4%と最も高く、次いで「病気、障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」の割合が 34.3%、「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」の割合が 30.3%となっています。



オ 避難行動要支援者制度の認知度

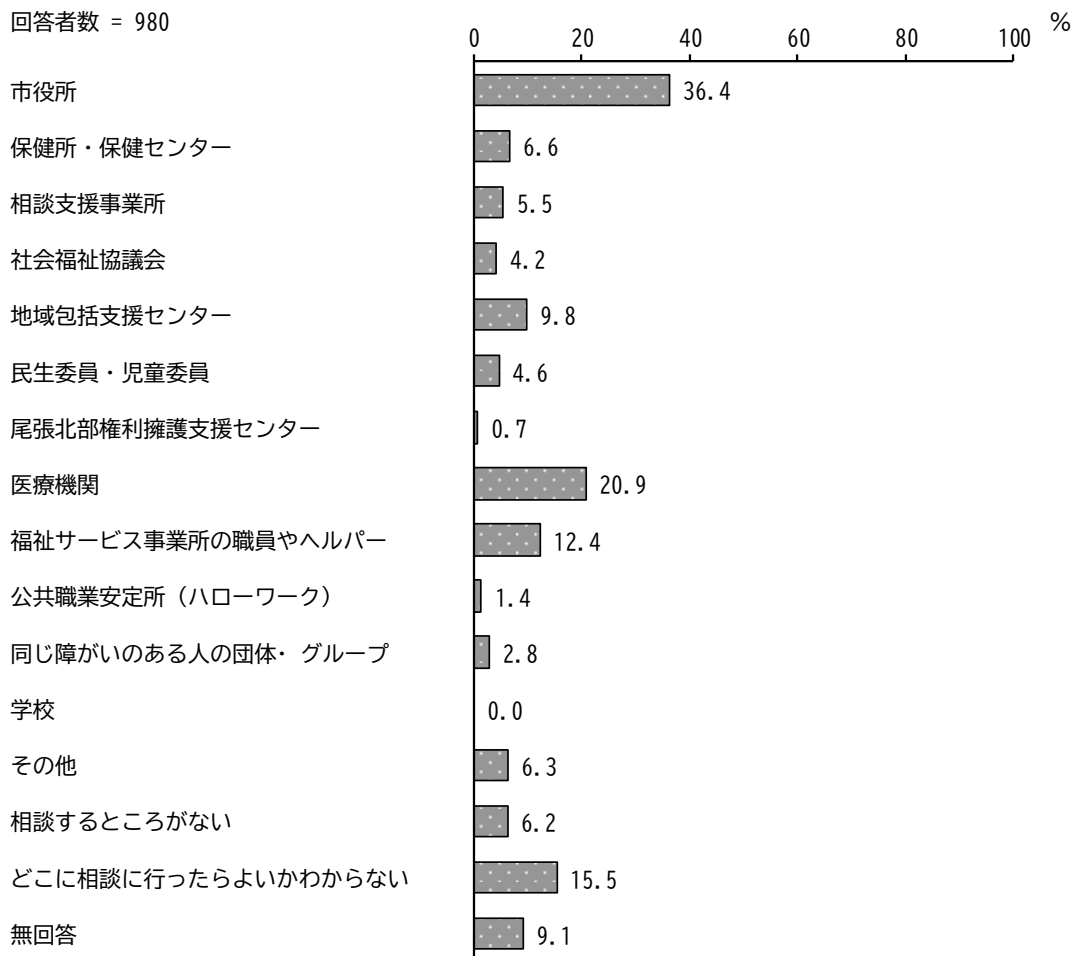
「知らない」の割合が75.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が11.4%となっています。



⑩ 相談や権利擁護の制度などについて

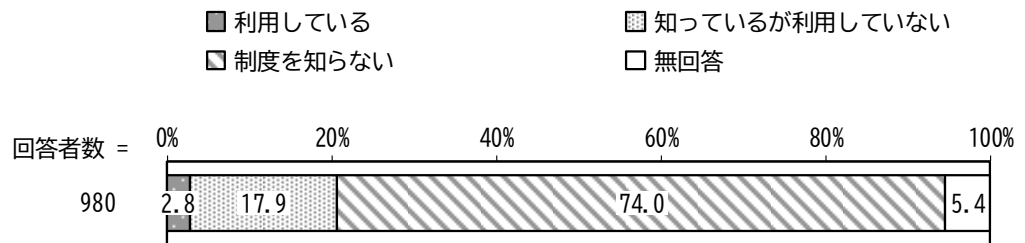
ア 生活上の困りごとなどの相談先

「市役所」の割合が36.4%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が20.9%、「どこに相談に行ったらよいかわからない」の割合が15.5%となっています。



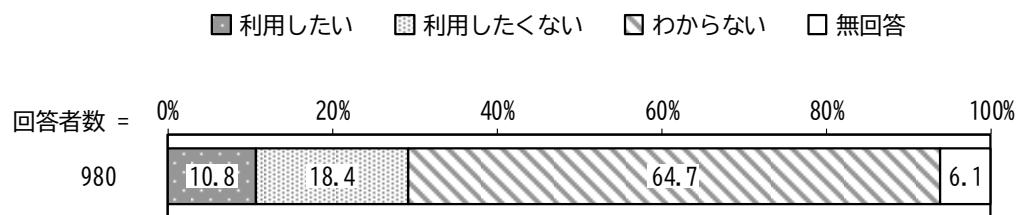
イ 日常生活自立支援事業の認知度

「制度を知らない」の割合が74.0%と最も高く、次いで「知っているが利用していない」の割合が17.9%となっています。



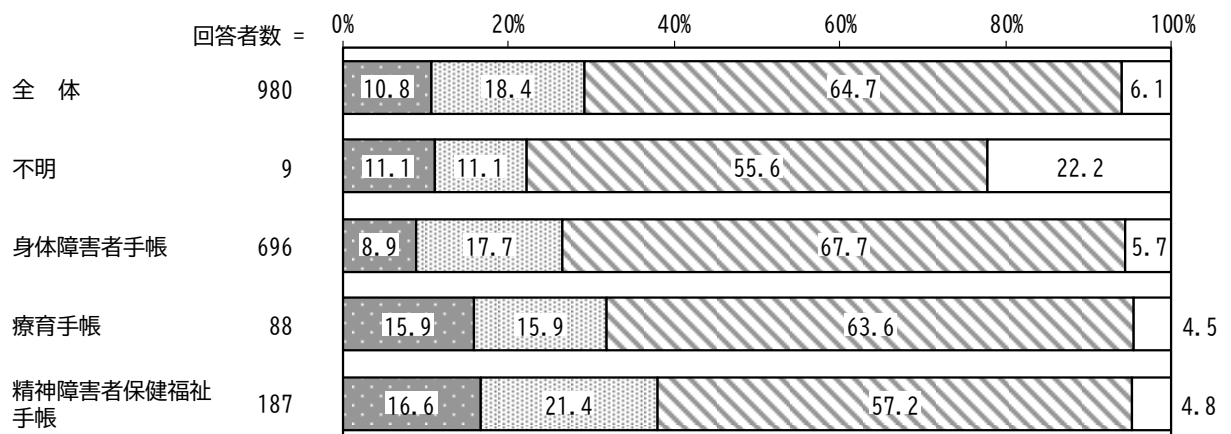
ウ 今後の日常生活自立支援事業の利用について

「わからない」の割合が64.7%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が18.4%、「利用したい」の割合が10.8%となっています。



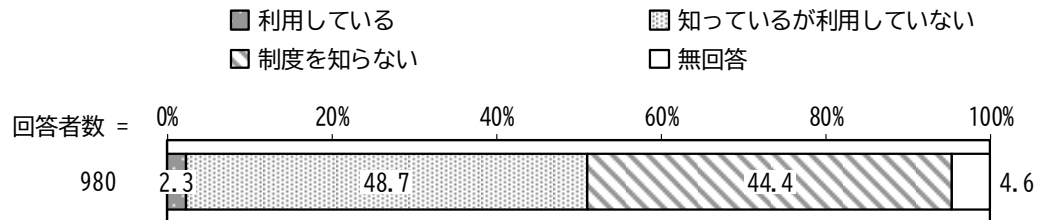
【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、精神障害者保健福祉手帳で「利用したい」の割合が、療育手帳で「利用したい」の割合が高くなっています。



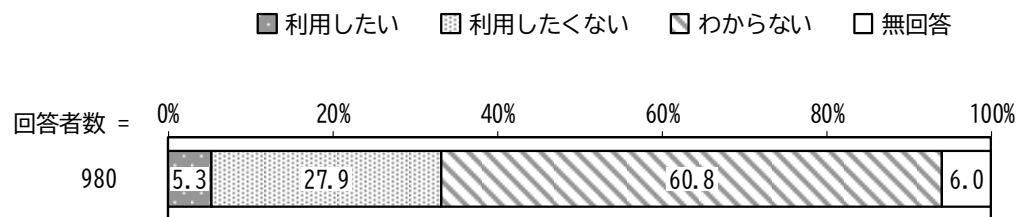
エ 成年後見制の認知度

「知っているが利用していない」の割合が48.7%と最も高く、次いで「制度を知らない」の割合が44.4%となっています。



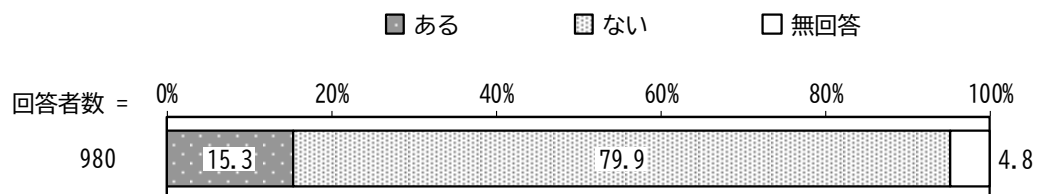
オ 今後の成年後見制度の利用について

「わからない」の割合が60.8%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が27.9%となっています。



カ 虐待された経験

「ある」の割合が15.3%、「ない」の割合が79.9%となっています。

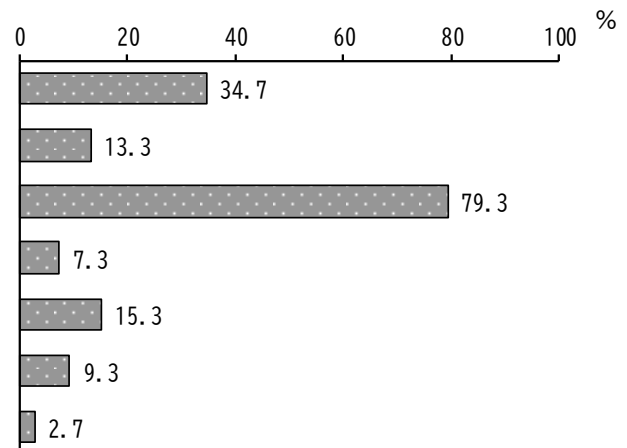


キ 虐待の内容

「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」の割合が 79.3%と最も高く、次いで「殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める、必要のない薬を飲ませる等（身体的虐待）」の割合が 34.7%、「必要なお金を与えない、勝手にあなたのお金を使う等（経済的虐待）」の割合が 15.3%となっています。

回答者数 = 150

殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める、必要のない薬を飲ませる等（身体的虐待）
 性的行為の強要、身体への接触、裸にする、いやらしい話をする等（性的虐待）
 怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）
 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる等（放棄・放任（ネグレクト））
 必要なお金を与えない、勝手にあなたのお金を使う等（経済的虐待）
 その他
 無回答

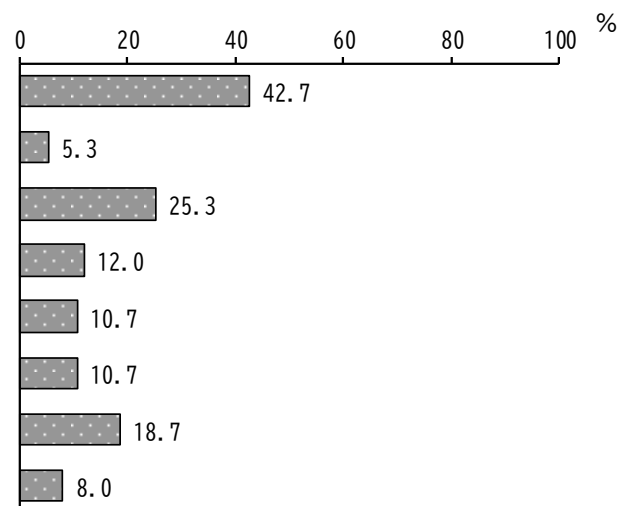


ク 虐待された相手

「家族、親族、一緒に住んでいる人等」の割合が 42.7%と最も高く、次いで「働いている場所の人等」の割合が 25.3%、「学校の職員」の割合が 12.0%となっています。

回答者数 = 150

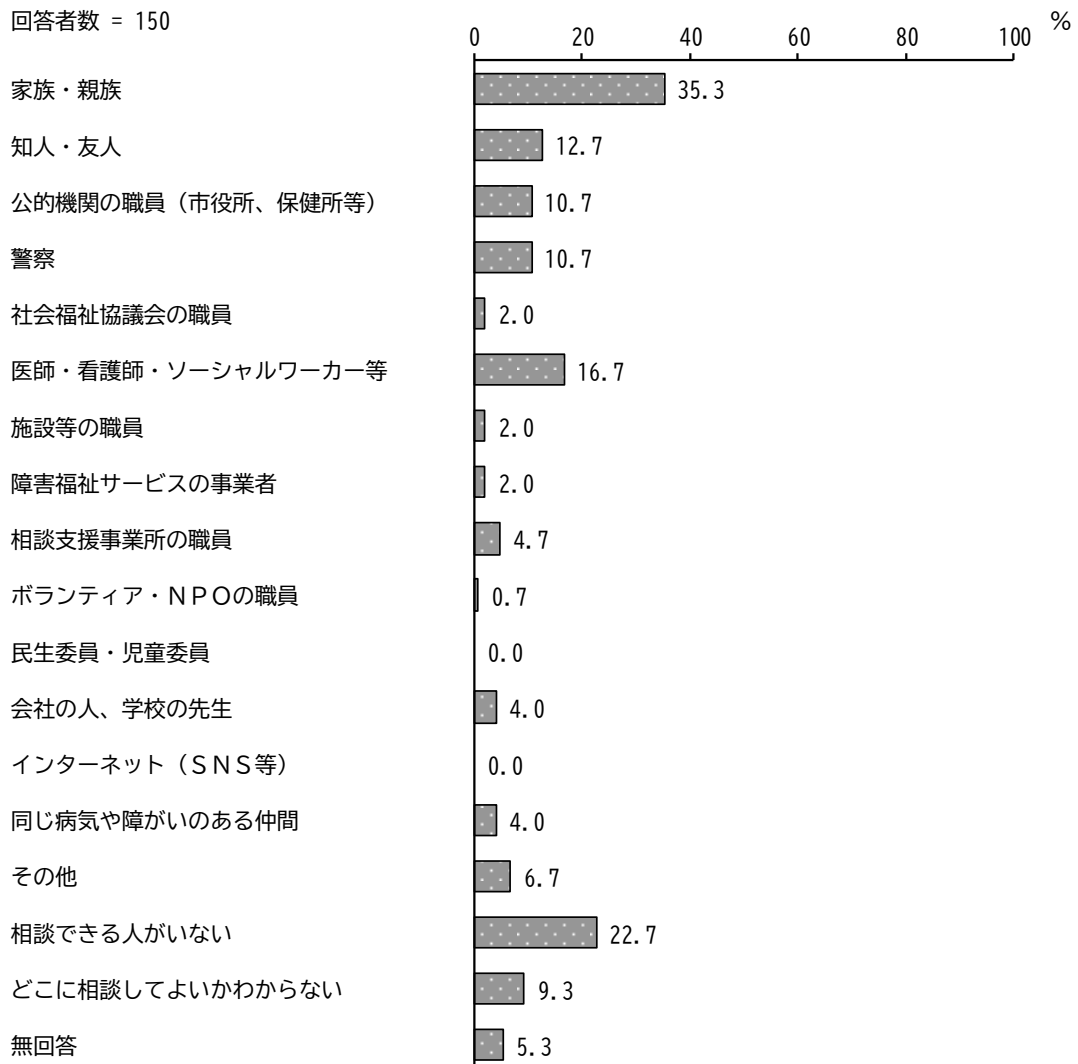
家族、親族、一緒に住んでいる人等
 通っている施設や事業所の職員等
 働いている場所の人等
 学校の職員
 近所の人
 面識のない人
 その他
 無回答



ケ 虐待を受けた際の相談先

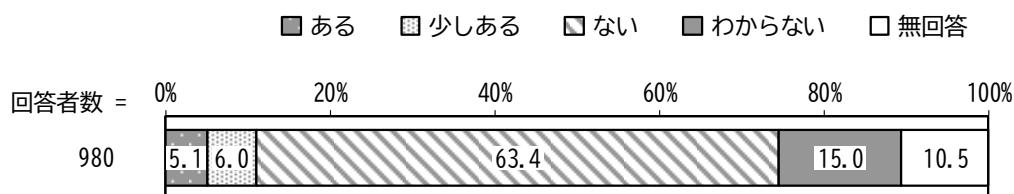
「家族、親族」の割合が 35.3%と最も高く、次いで「相談できる人がいない」の割合が 22.7%、「医師、看護師、ソーシャルワーカー等」の割合が 16.7%となっています。

回答者数 = 150



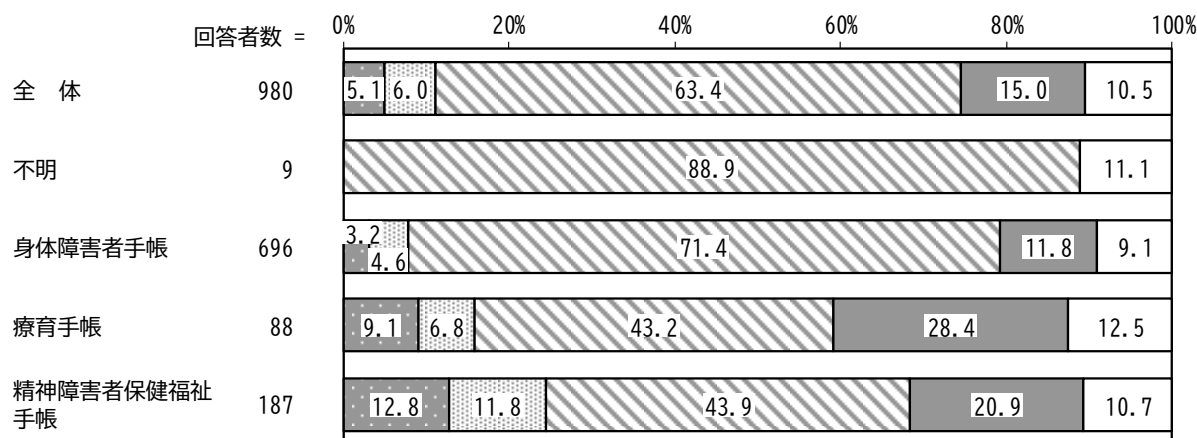
コ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた経験

「ない」の割合が63.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が15.0%となっています。



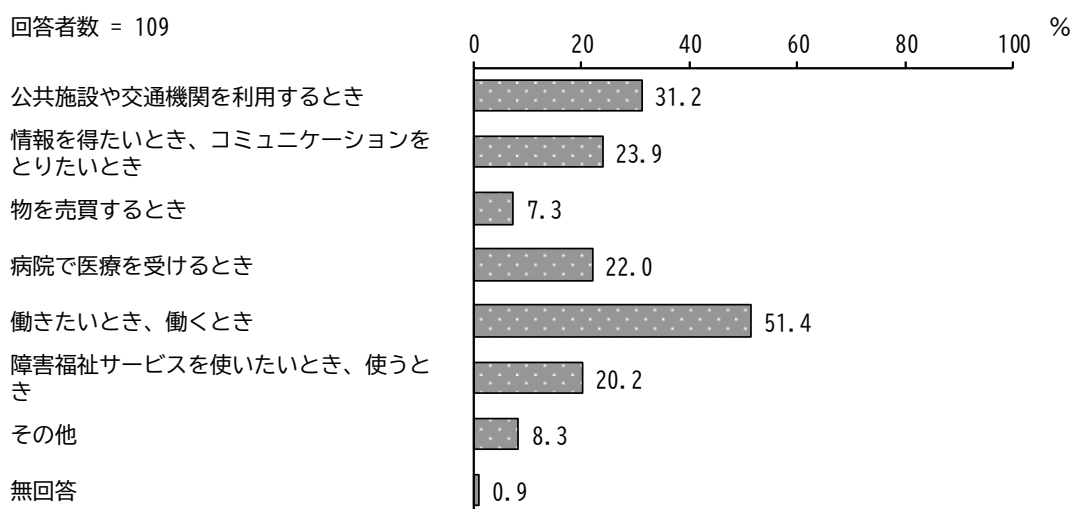
【手帳種別】

手帳種別にみると、全体と比較して、身体障害者手帳で「ない」の割合が、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳で「わからない」の割合が高くなっています。



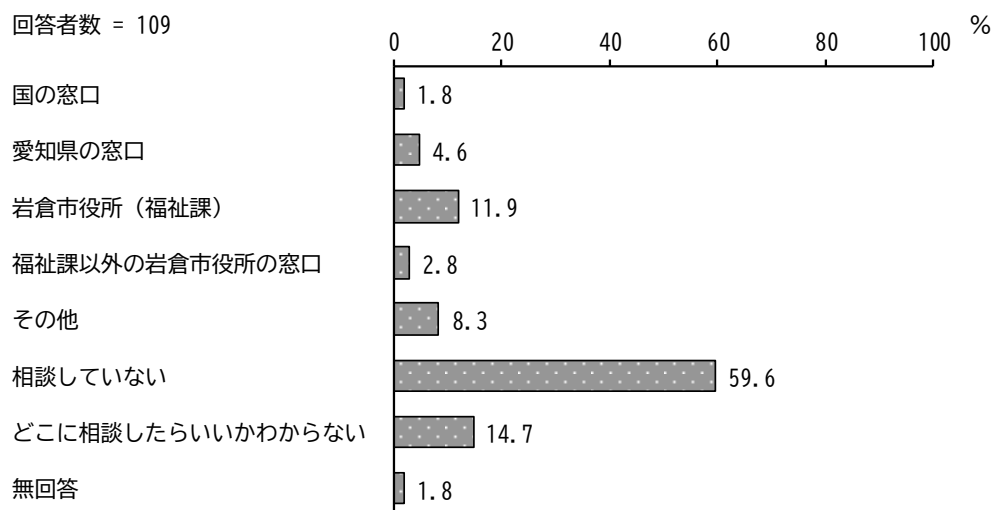
サ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた時

「働きたいとき、働くとき」の割合が51.4%と最も高く、次いで「公共施設や交通機関を利用するとき」の割合が31.2%、「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」の割合が23.9%となっています。



シ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた時の相談先

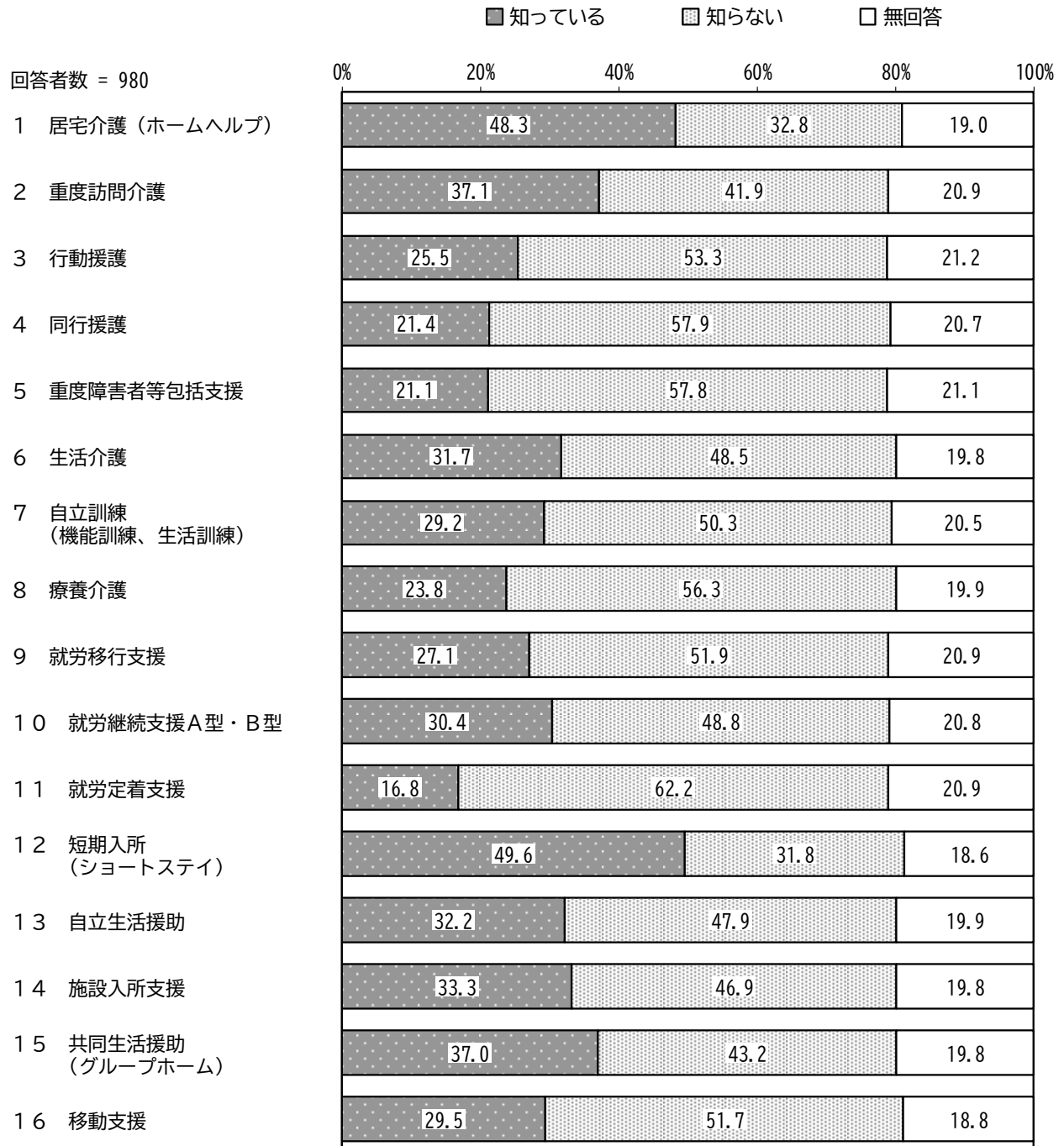
「相談していない」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」の割合が 14.7%、「岩倉市役所（福祉課）」の割合が 11.9%となっています。

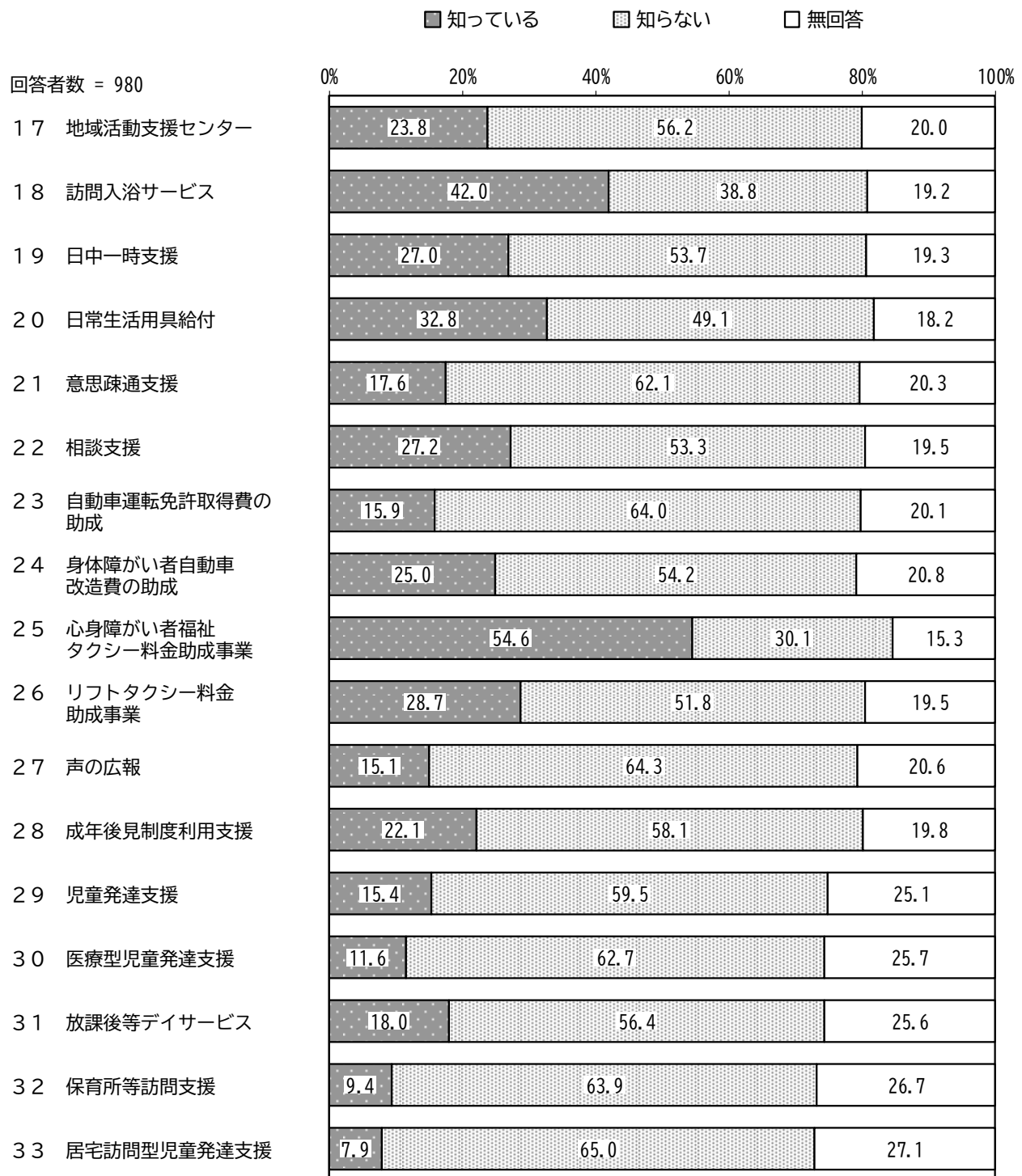


⑪ 障害福祉サービスなどについて

ア 岩倉市が実施しているサービスの認知度

『1 居宅介護（ホームヘルプ）』『12 短期入所（ショートステイ）』『25 心身障がい者福祉タクシー料金助成事業』で「知っている」の割合が高くなっています。





前ページのグラフ 続き

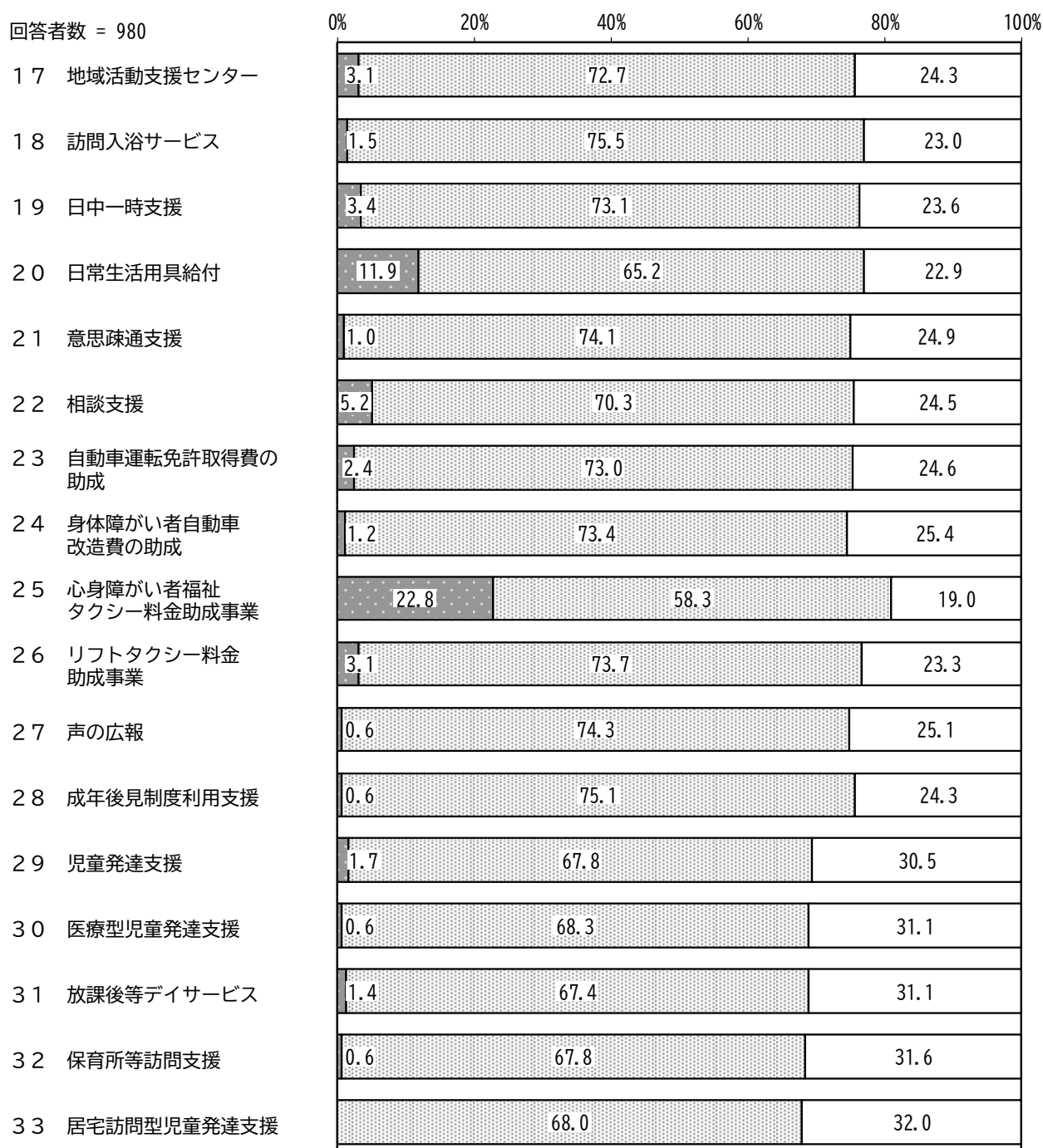
イ 岩倉市が実施しているサービスの利用状況

『20 日常生活用具給付』『25 心身障がい者福祉タクシー料金助成事業』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。



■ 利用したことがある ■ 利用したことがない □ 無回答

回答者数 = 980

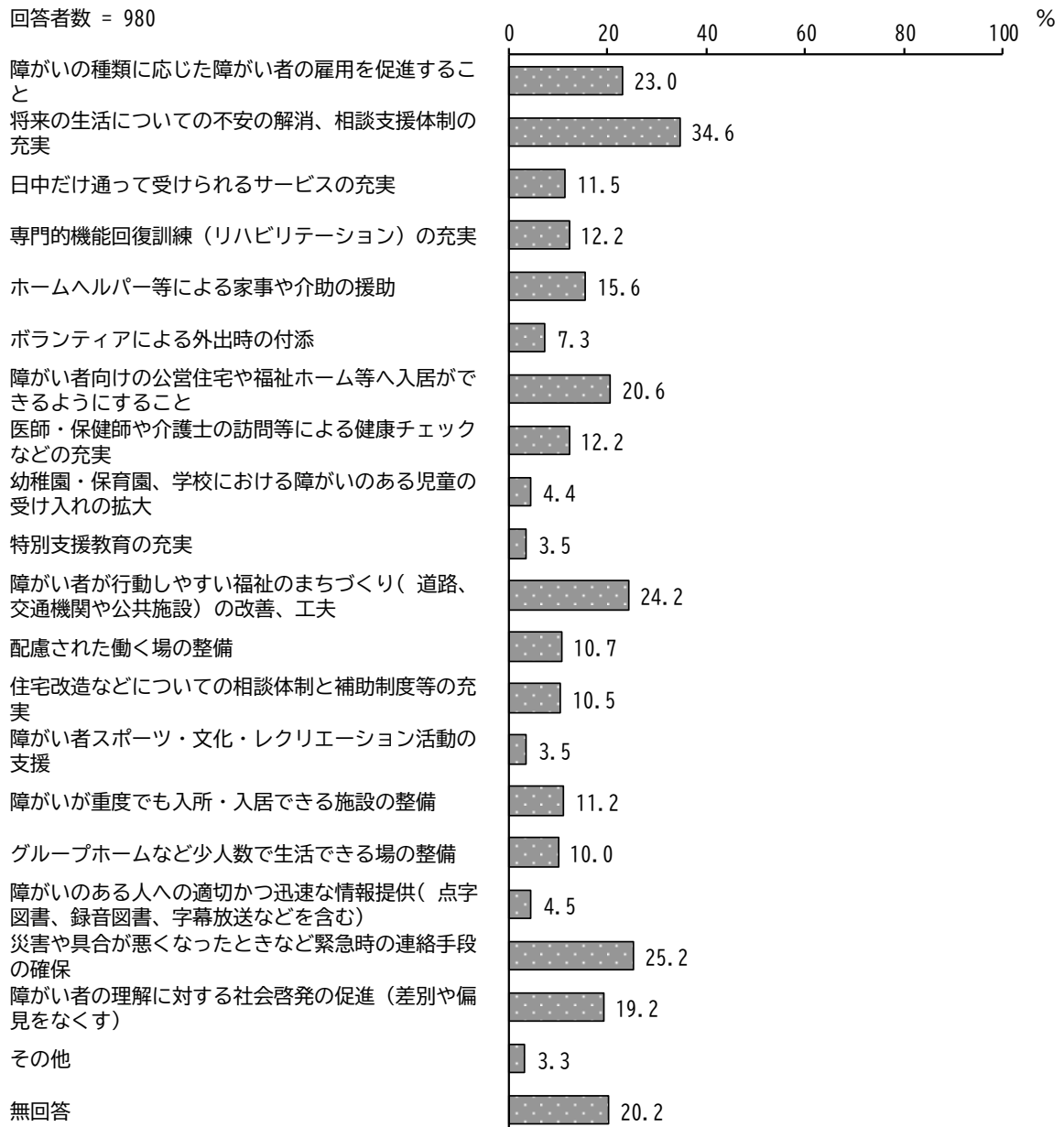


前ページのグラフ 続き

⑫ 暮らしやすくなるためにしてほしいことについて

ア 今後、充実すべきだと考える項目

「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」の割合が 34.6%と最も高く、次いで「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」の割合が 25.2%、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」の割合が 24.2%となっています。



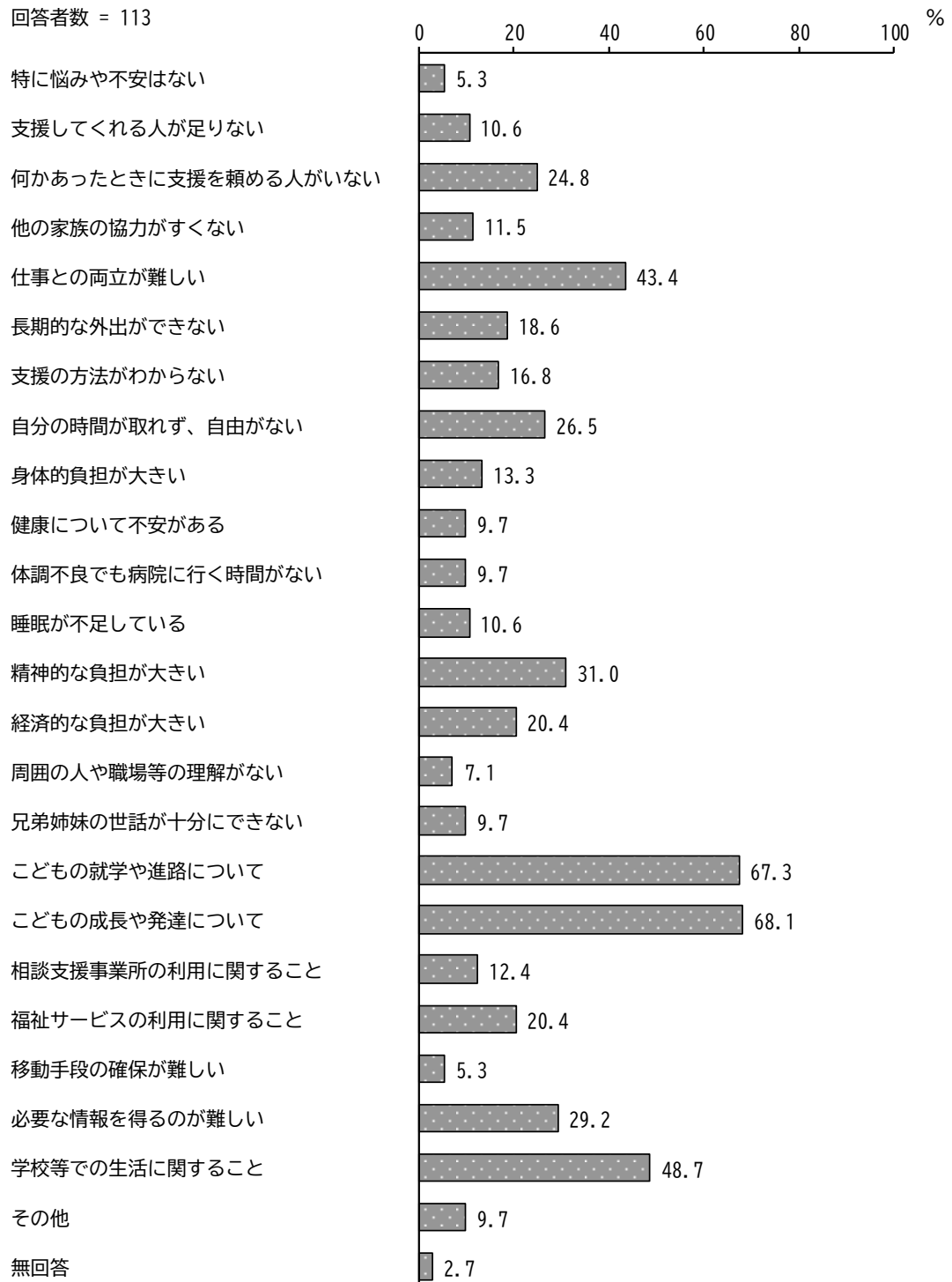
(2) - 2 障がい児（18歳未満）調査

① お子さんの障がいの種類、等級（程度）などについて

ア お子さんの育児をする際の悩みや不安

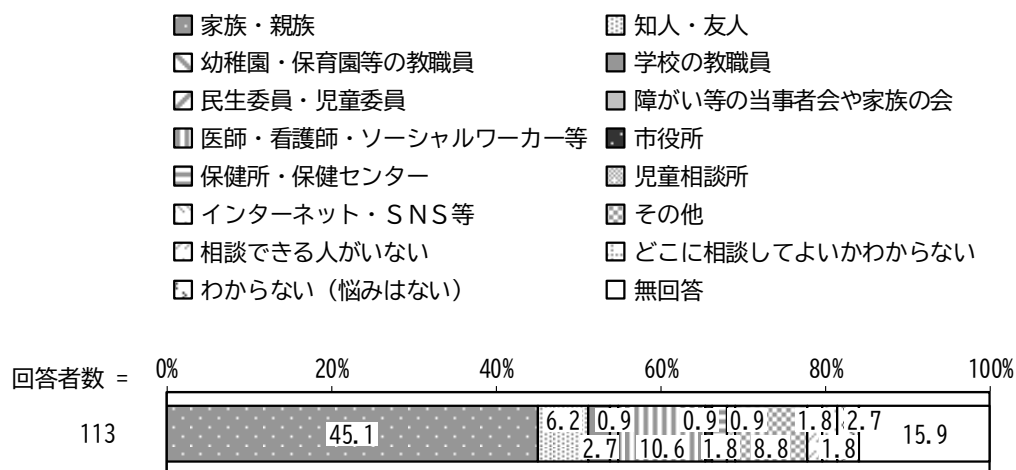
「こどもの成長や発達について」の割合が68.1%と最も高く、次いで「こどもの就学や進路について」の割合が67.3%、「学校等での生活に関すること」の割合が48.7%となっています。

回答者数 = 113



イ お子さんの育児に関する悩みや困りごとの相談相手

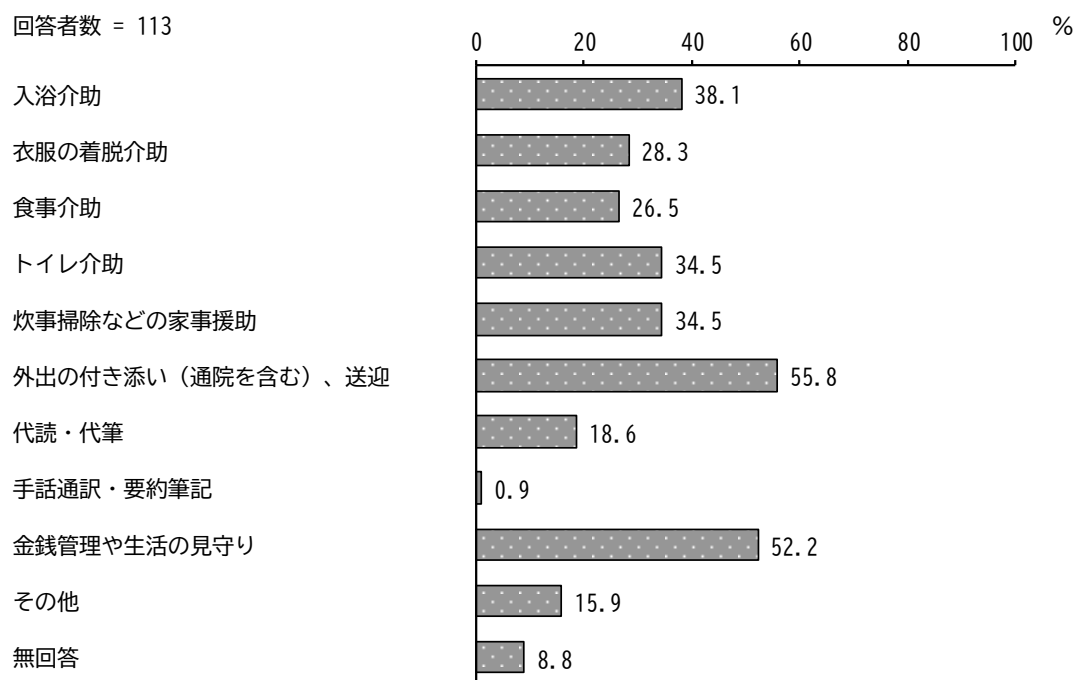
「家族、親族」の割合が45.1%と最も高く、次いで「医師、看護師、ソーシャルワーカー等」の割合が10.6%となっています。



②介助や支援してくれる人のことについて

ア 必要な介助や支援

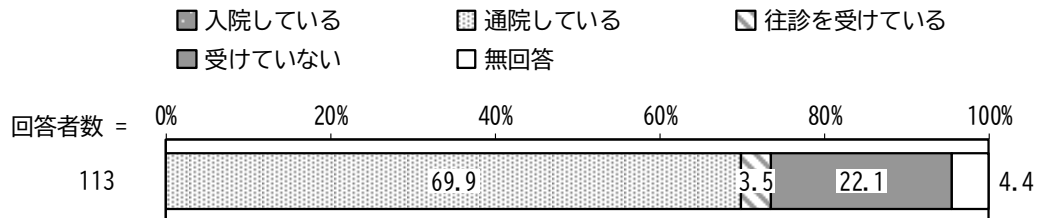
「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」の割合が55.8%と最も高く、次いで「金銭管理や生活の見守り」の割合が52.2%、「入浴介助」の割合が38.1%となっています。



③ 医療について

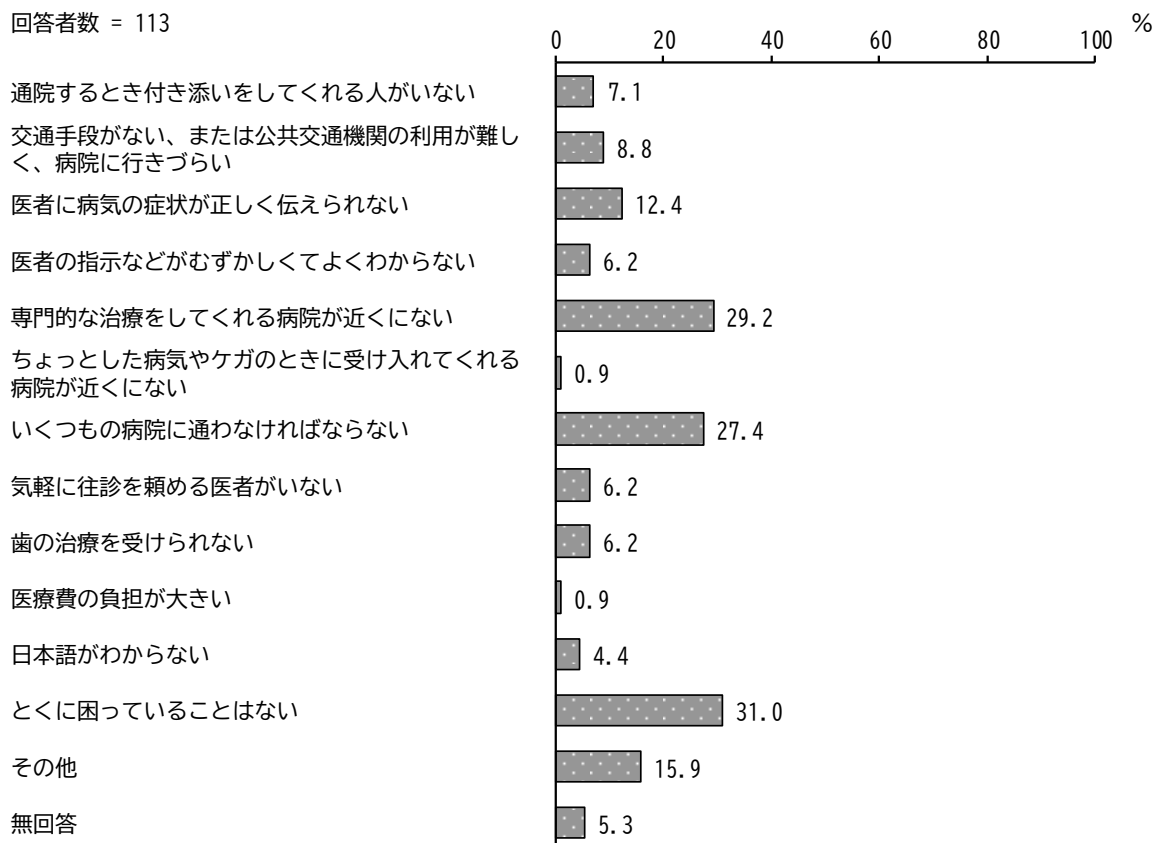
ア お子さんは現在、病院などで治療を受けているか

「通院している」の割合が69.9%と最も高く、次いで「受けていない」の割合が22.1%となっています。



イ お子さんの医療のことで、困っていること

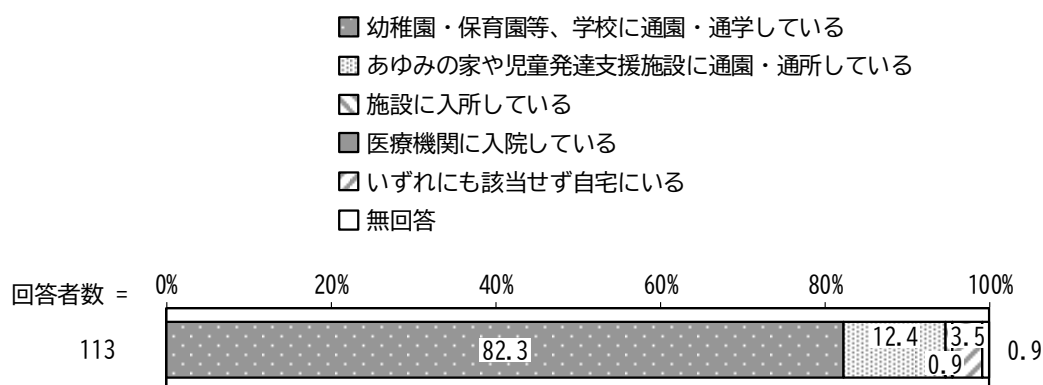
「とくに困っていることはない」の割合が31.0%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」の割合が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」の割合が27.4%となっています。



④ 日中の活動について

ア お子さんの主な日中の過ごし方

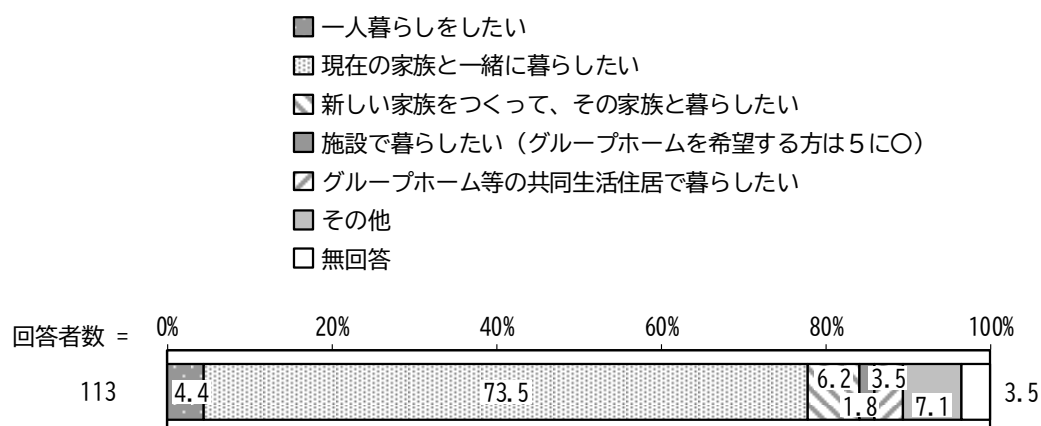
「幼稚園、保育園等、学校に通園・通学している」の割合が82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」の割合が12.4%となっています。



⑤ これからの生活について

ア お子さんは、今後どのような暮らし方をしたいか

「現在の家族と一緒に暮らしたい」の割合が73.5%と最も高くなっています。

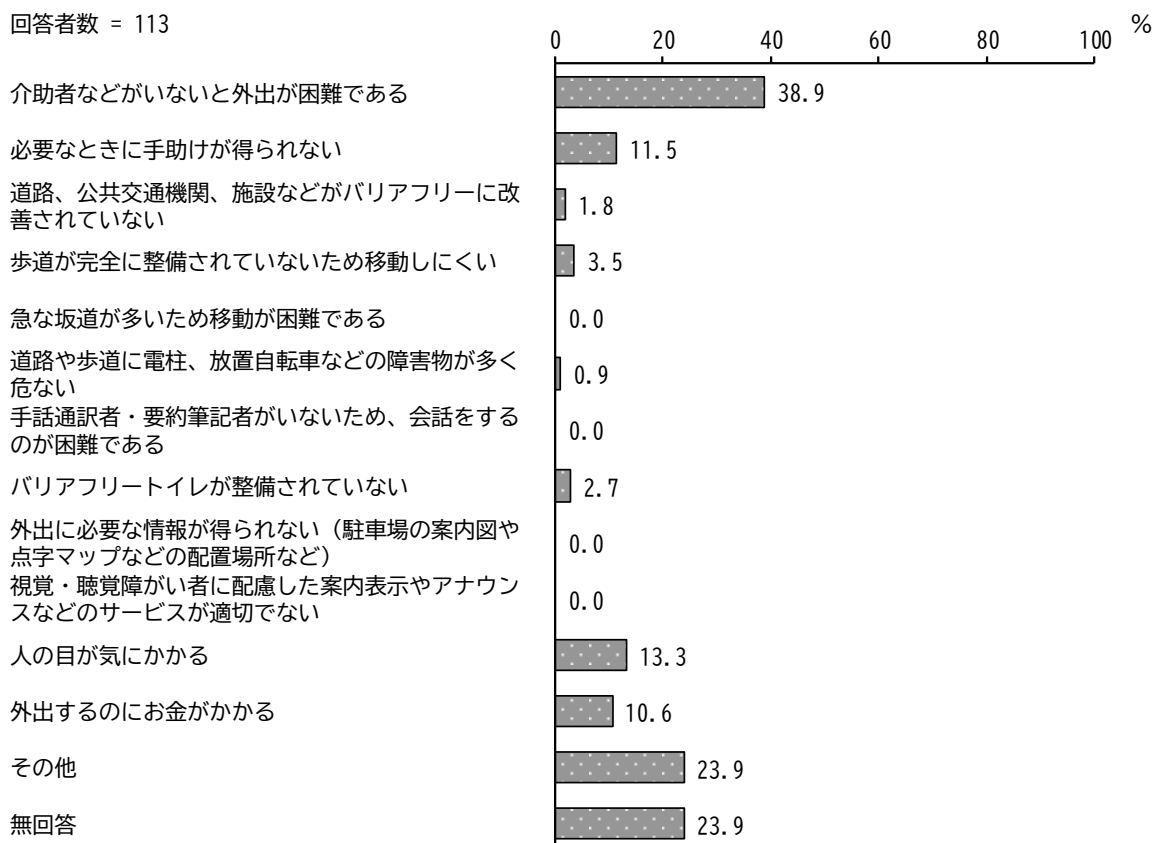


⑥ 外出について

ア 外出するうえで困ること

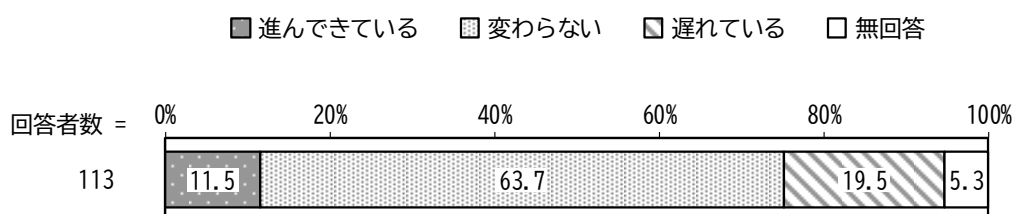
「介助者などがいないと外出が困難である」の割合が38.9%と最も高く、次いで「人の目が気にかかる」の割合が13.3%、「必要なときに手助けが得られない」の割合が11.5%となっています。

回答者数 = 113



イ 公共施設におけるバリアフリーの推進状況

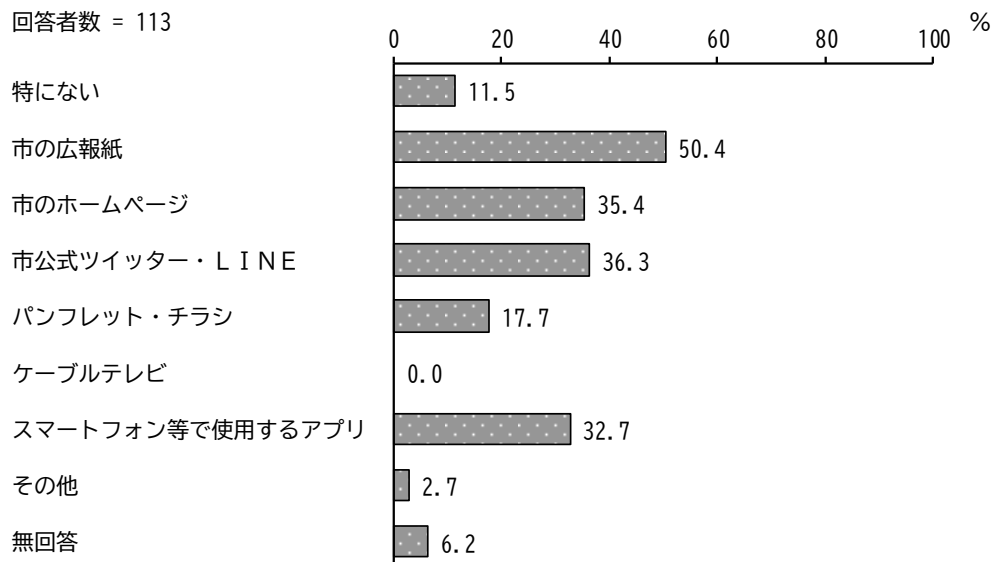
「変わらない」の割合が63.7%と最も高く、次いで「遅れている」の割合が19.5%、「進んできている」の割合が11.5%となっています。



⑦ コミュニケーション手段について

ア 障がい福祉に関する情報の入手方法で、充実を希望するもの

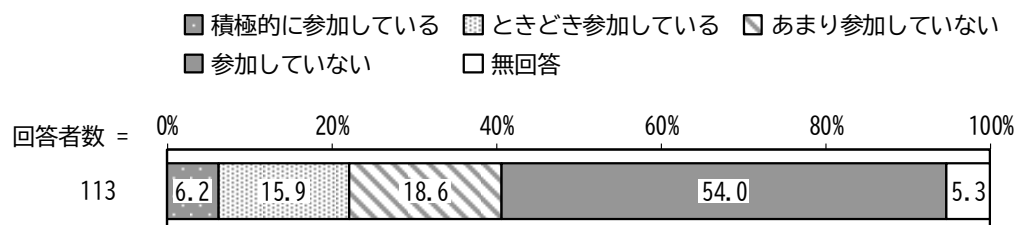
「市の広報紙」の割合が50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター、LINE」の割合が36.3%、「市のホームページ」の割合が35.4%となっています。



⑧ 地域活動について

ア お子さんの地域活動や行事への参加状況

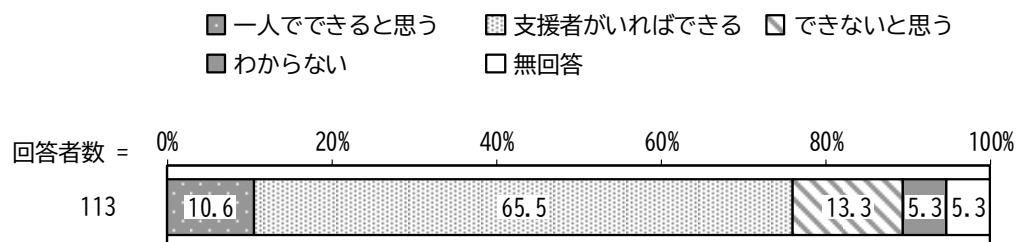
「参加していない」の割合が54.0%と最も高く、次いで「あまり参加していない」の割合が18.6%、「ときどき参加している」の割合が15.9%となっています。



⑨ 災害時に困ることについて

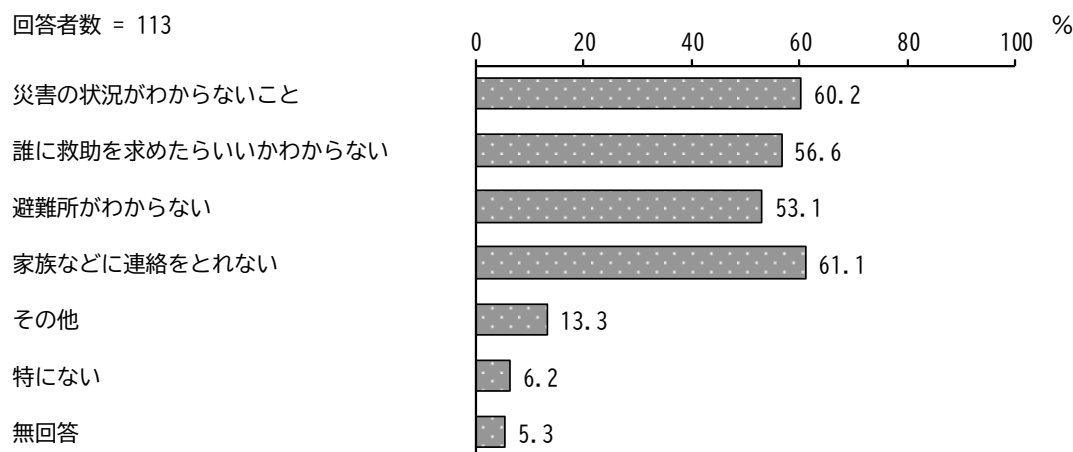
ア お子さんは、地震などの災害時に避難できるか

「支援者がいればできる」の割合が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」の割合が13.3%、「一人でできると思う」の割合が10.6%となっています。



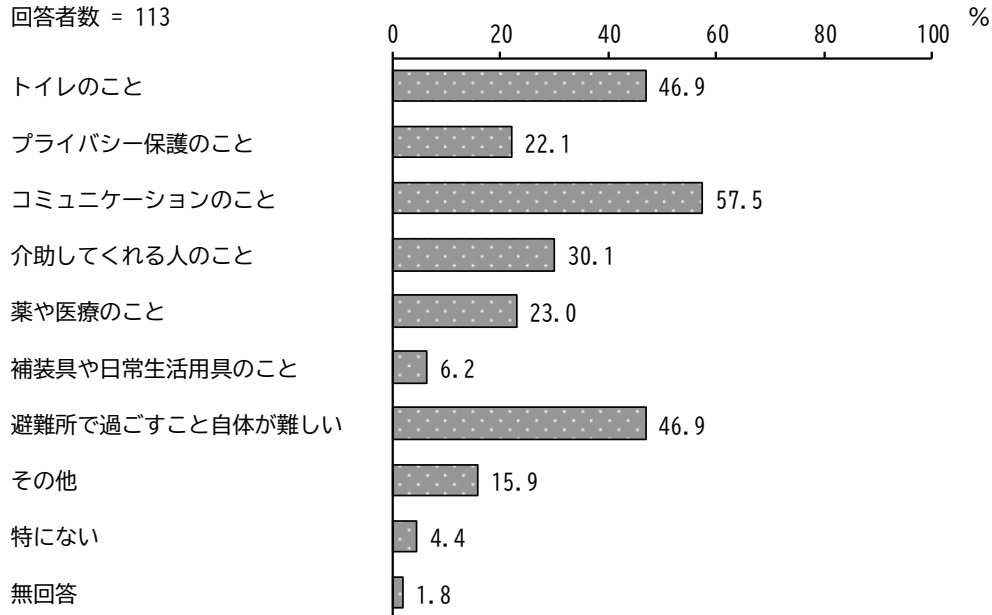
イ 災害時にお子さんが困ることや不安に思うこと

「家族などに連絡をとれない」の割合が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」の割合が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」の割合が56.6%となっています。



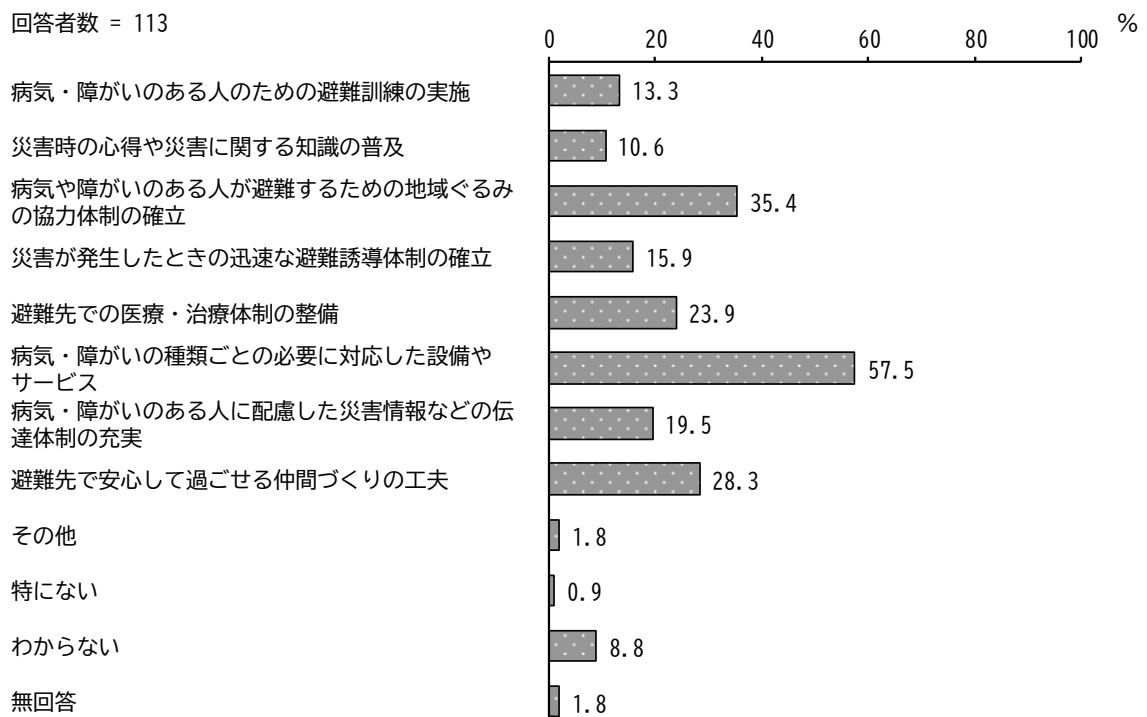
ウ 避難所等でお子さんが困ると思われること

「コミュニケーションのこと」の割合が57.5%と最も高く、次いで「トイレのこと」、「避難所で過ごすこと自体が難しい」の割合が46.9%となっています。



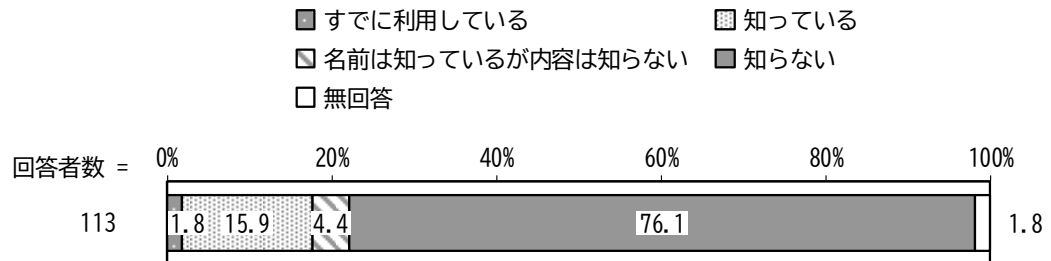
エ 災害時に備えて力を入れてほしいこと

「病気、障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」の割合が57.5%と最も高く、次いで「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」の割合が35.4%、「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」の割合が28.3%となっています。



オ 避難行動要支援者制度の認知度

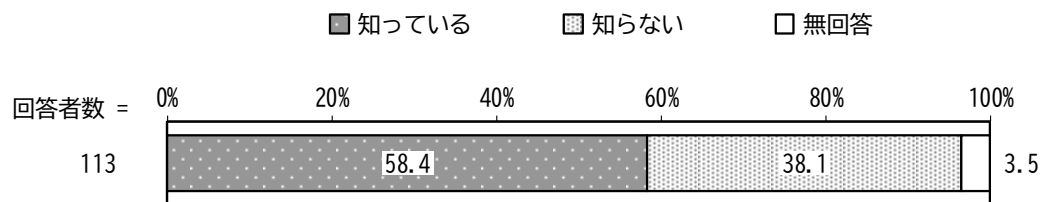
「知らない」の割合が76.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が15.9%となっています。



⑩ 権利擁護の制度などについて

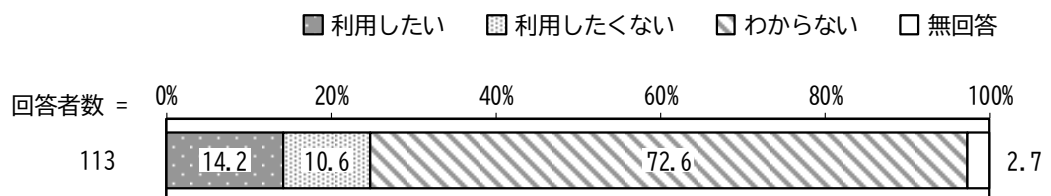
ア 成年後見制度の認知度

「知っている」の割合が58.4%、「知らない」の割合が38.1%となっています。



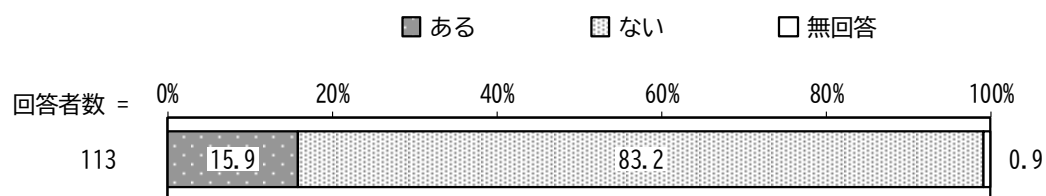
イ 成年後見制度の利用について

「わからない」の割合が72.6%と最も高く、次いで「利用したい」の割合が14.2%、「利用したくない」の割合が10.6%となっています。



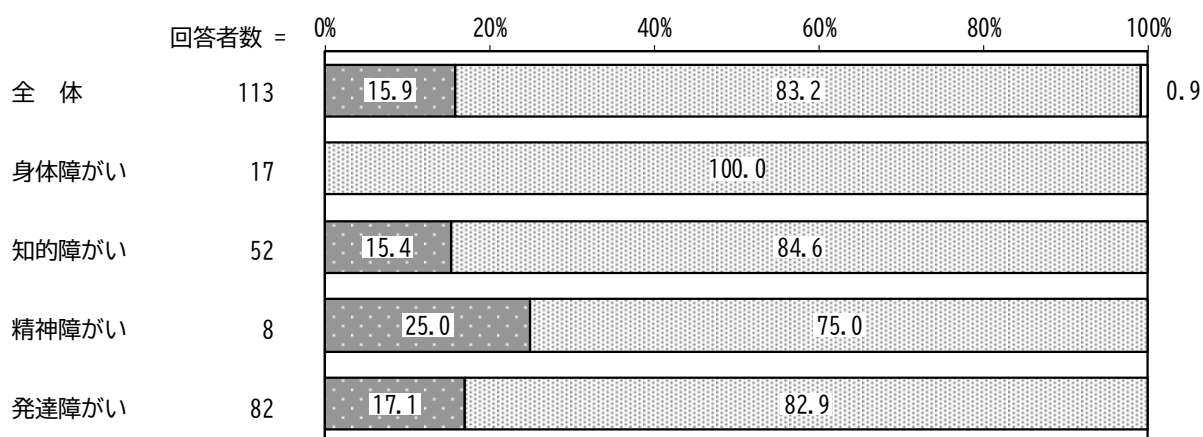
ウ 虐待された経験

「ある」の割合が15.9%、「ない」の割合が83.2%となっています。



【障がいの種類別】

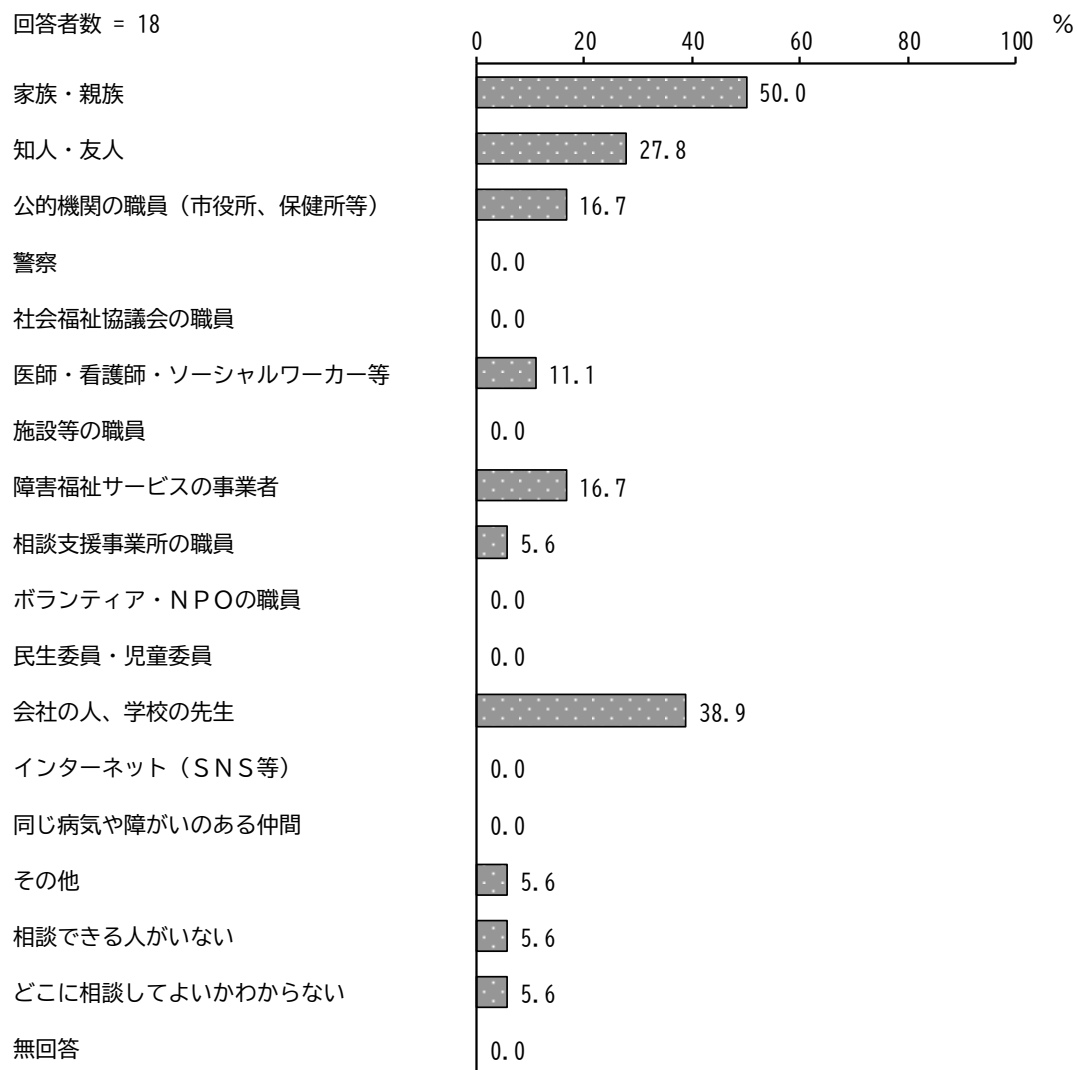
障がいの種類別にみると、全体と比較して、他に比べ、身体障がいで「ない」の割合が高くなっています。



エ 虐待された際の相談先

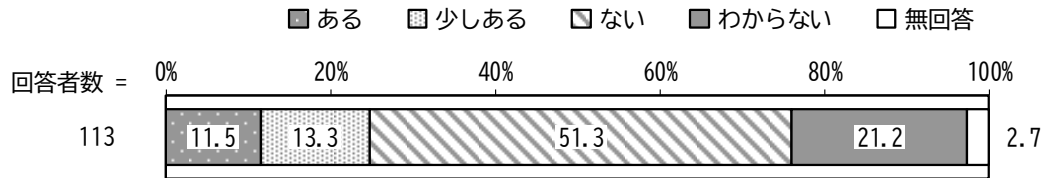
「家族、親族」の割合が50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」の割合が38.9%、「知人、友人」の割合が27.8%となっています。

回答者数 = 18



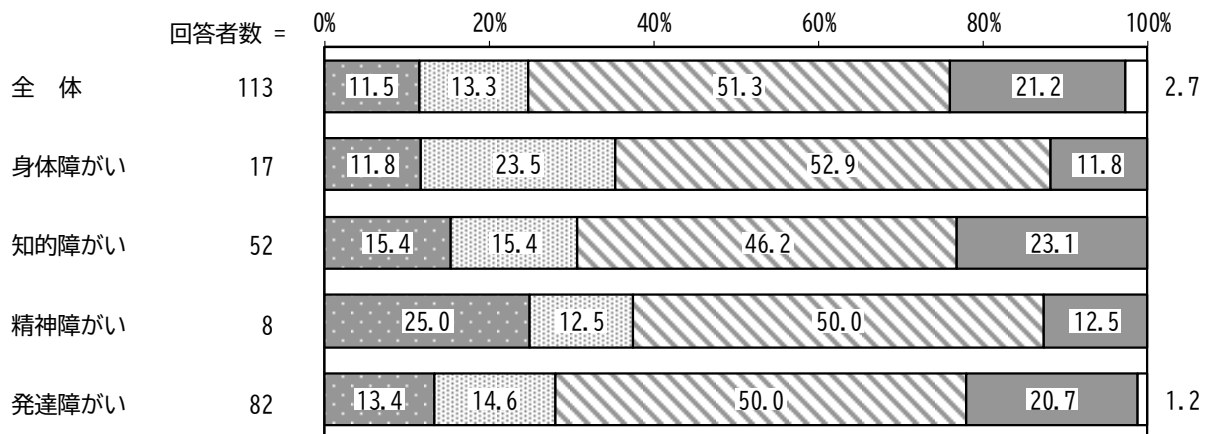
オ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた経験

「ない」の割合が51.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.2%、「少しある」の割合が13.3%となっています。



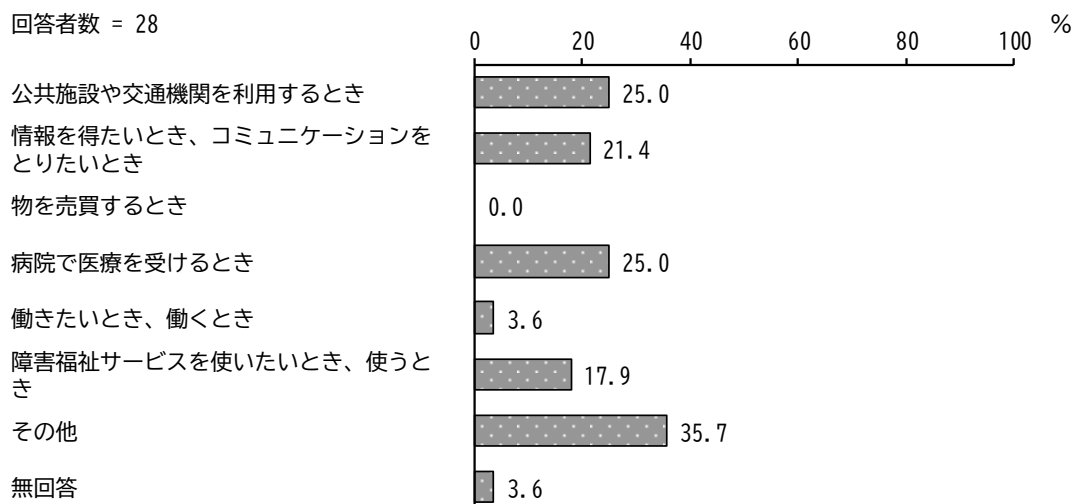
【障がいの種類別】

障がいの種類別にみると、全体と比較して、他に比べ、身体障がいで「少しある」の割合が高くなっています。



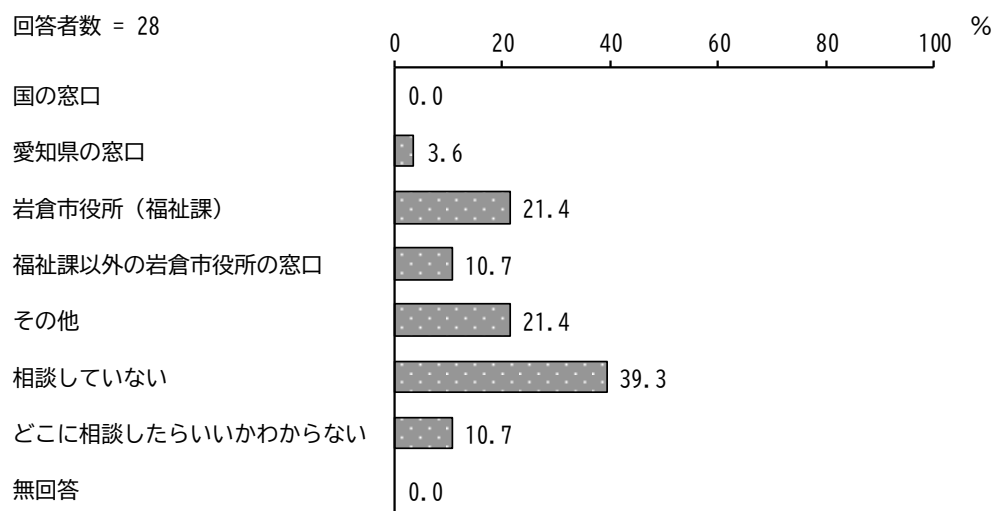
カ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた場面

「公共施設や交通機関を利用するとき」、「病院で医療を受けるとき」の割合が25.0%と最も高く、次いで「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」の割合が21.4%となっています。



キ 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じた際の相談先

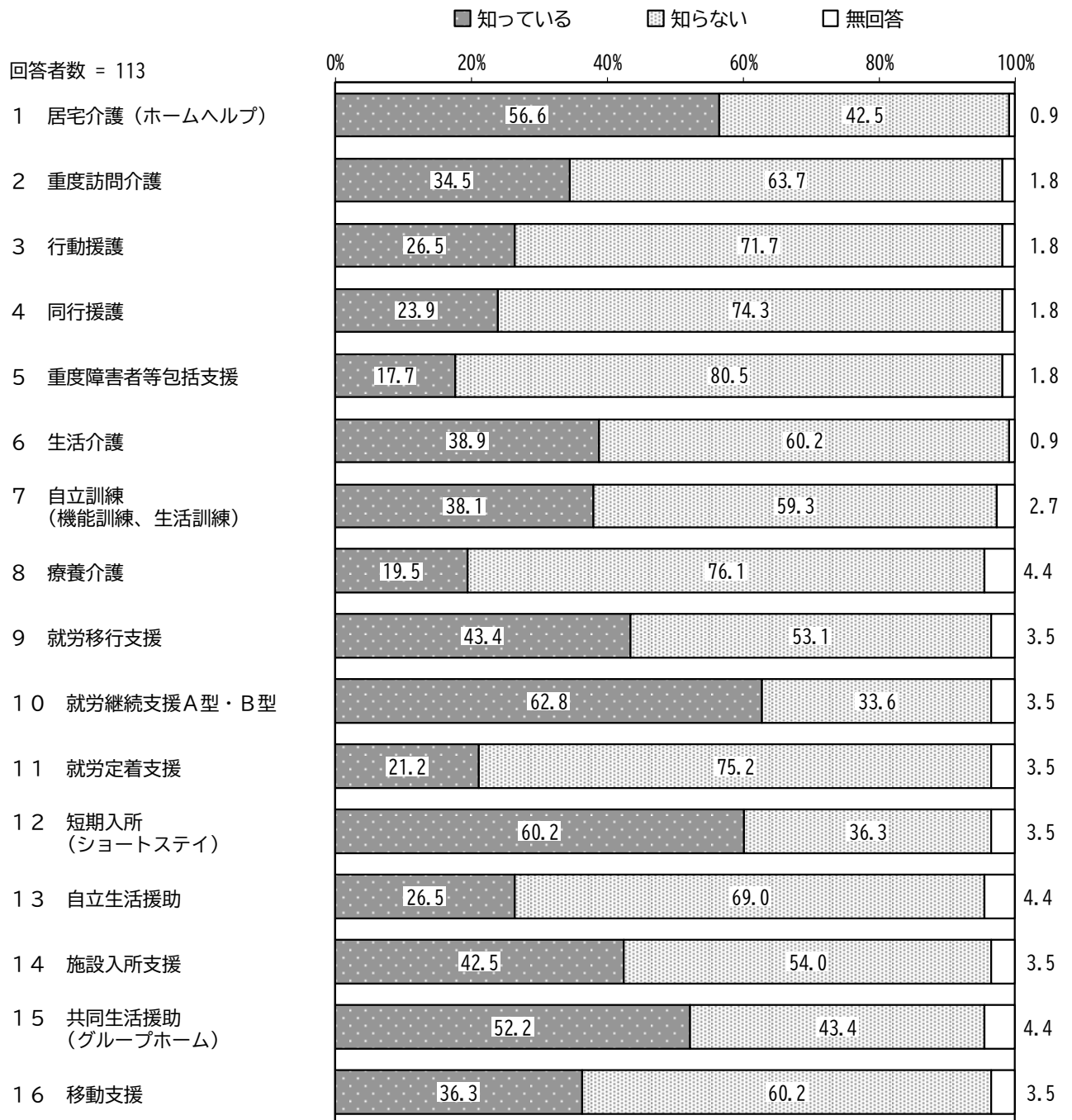
「相談していない」の割合が39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」の割合が21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」の割合が10.7%となっています。

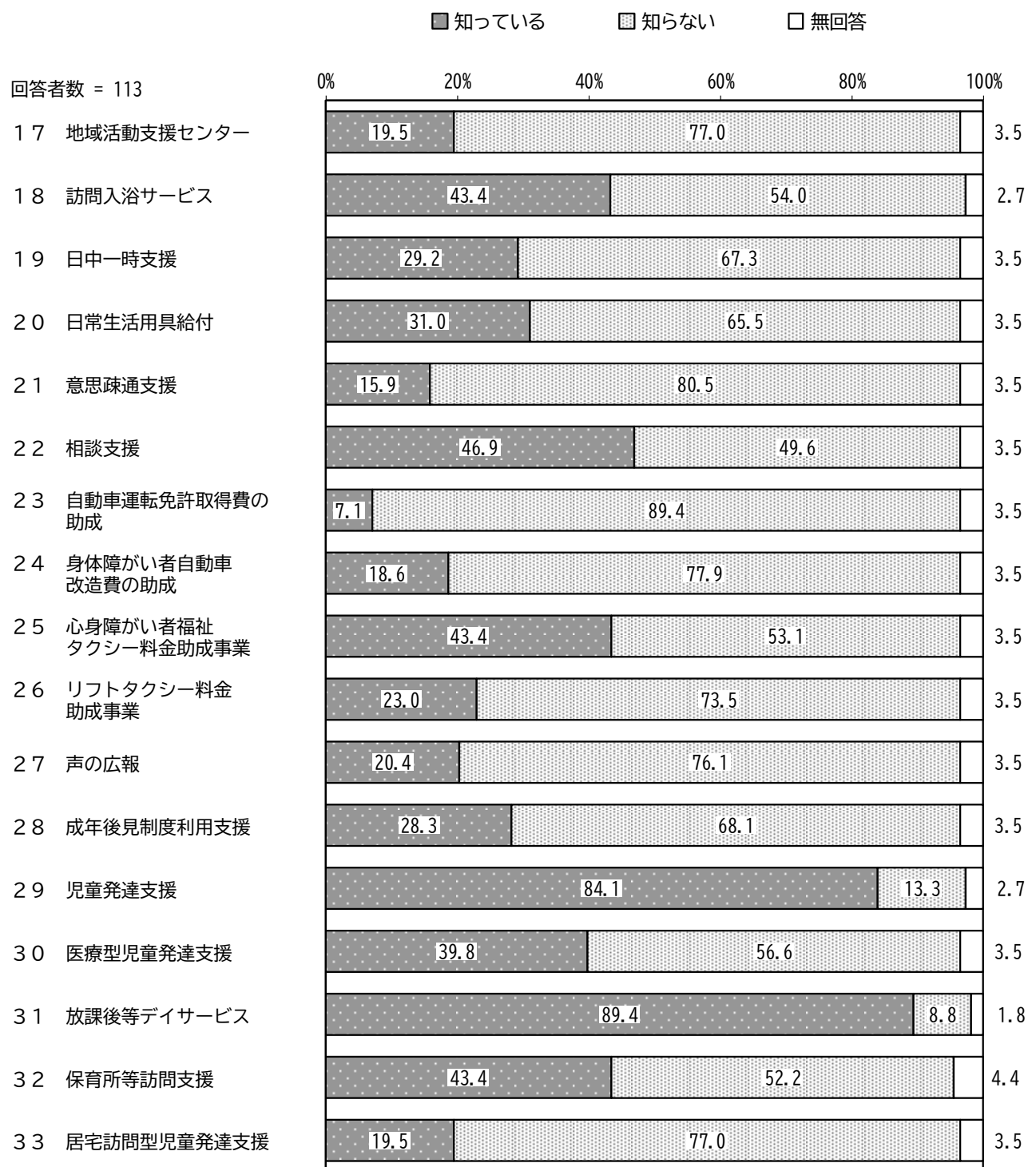


⑪ 障害福祉サービスなどについて

ア 岩倉市が実施しているサービスの認知度

『29 児童発達支援』『31 放課後等デイサービス』で「知っている」の割合が高くなっています。一方、『23 自動車運転免許取得費の助成』で「知らない」の割合が高くなっています。

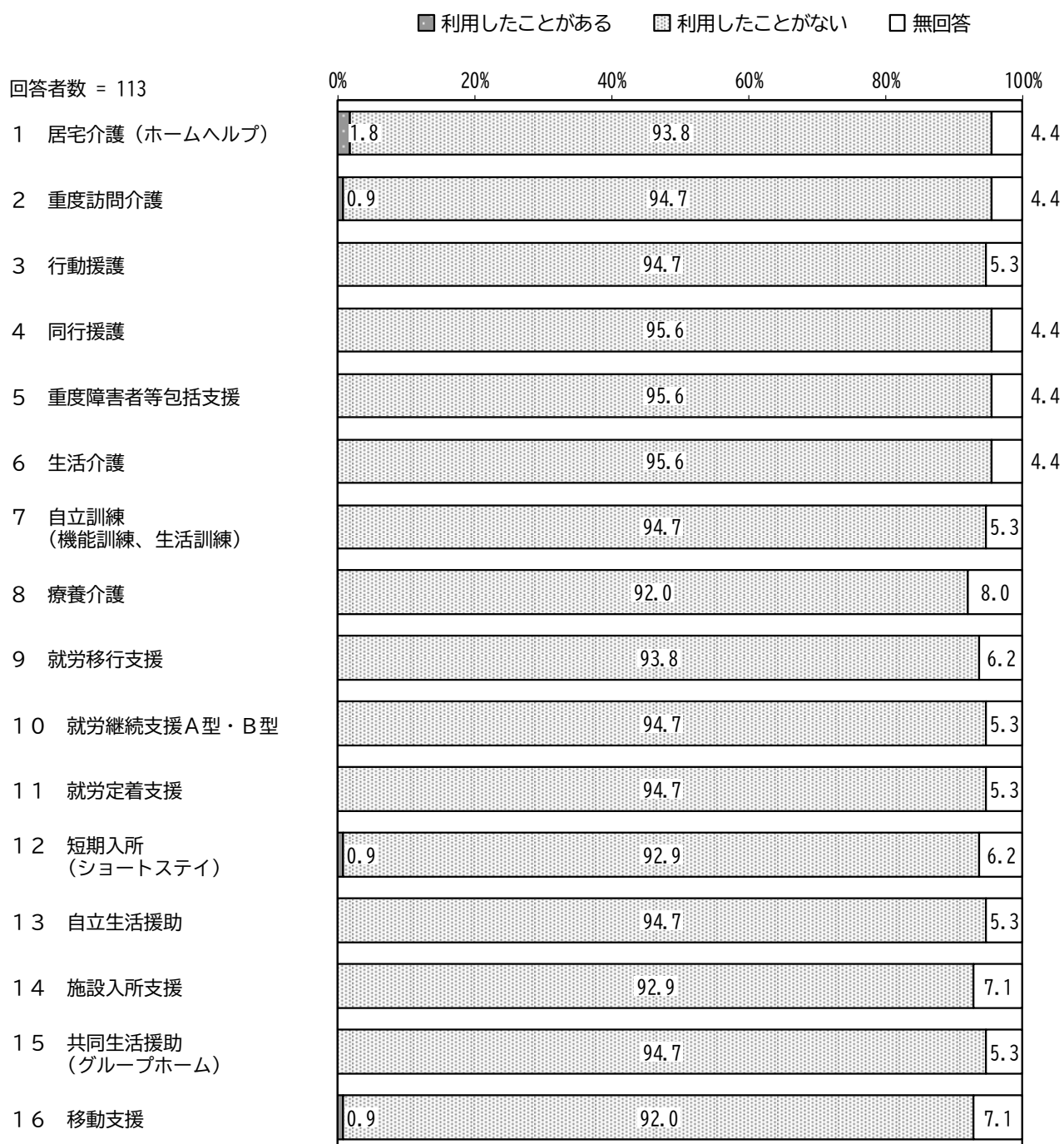


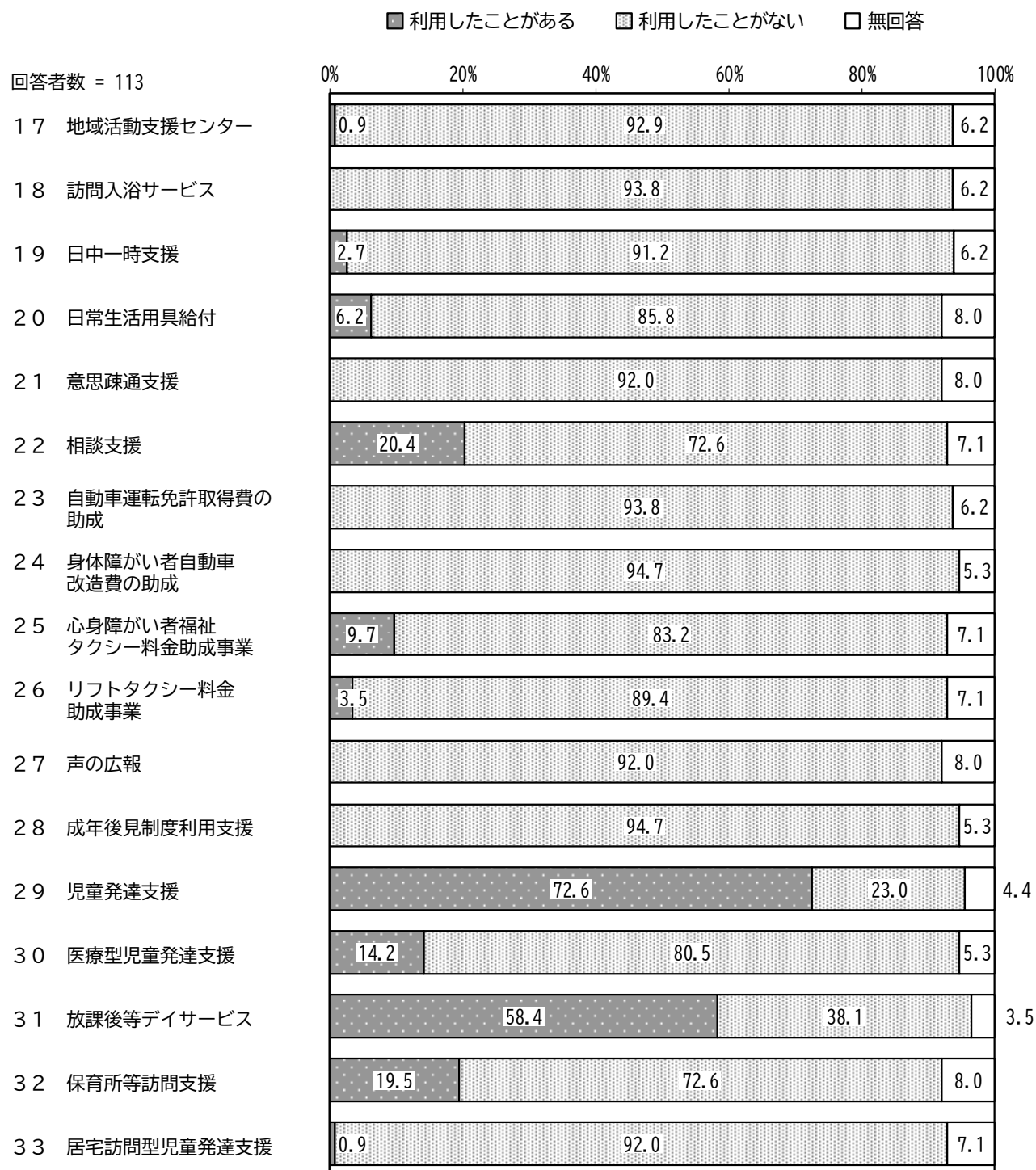


前ページのグラフ 続き

イ 岩倉市が実施しているサービスの利用状況

『29 児童発達支援』『31 放課後等デイサービス』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。





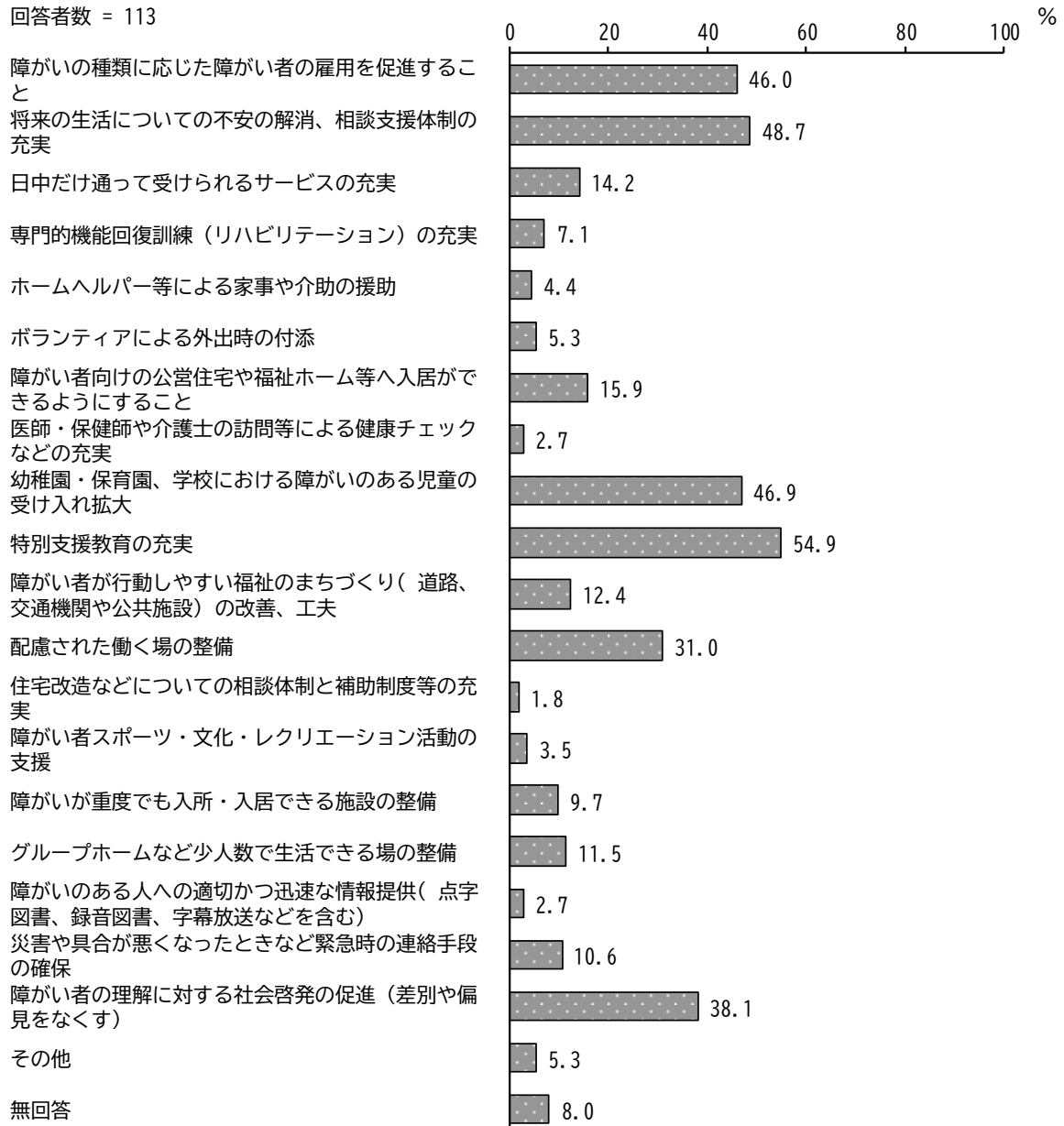
前ページのグラフ 続き

⑫ 暮らしやすくなるためにしてほしいことについて

ア 今後、充実すべきだと考える項目

「特別支援教育の充実」の割合が54.9%と最も高く、次いで「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」の割合が48.7%、「幼稚園、保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」の割合が46.9%となっています。

回答者数 = 113



Ⅱ 4 サービス事業所及び関係団体ヒアリング意見からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査対象

サービス事業所：令和5年9月1日現在、岩倉市内を対象として障害福祉サービス等を提供している事業所（37事業所）

関係団体：岩倉市の障がい者に関わる団体（5団体）

② 調査期間

令和5年9月8日から22日まで

③ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

(2) 主な意見

① サービス事業所

ア 事業運営を進めていく上での課題

- 従事者（職員）の確保が難しい。
- 従業員（職員）の高齢化。
- 利用者の工賃の確保が難しい。
- 安定した利益の確保が難しい。

イ 岩倉市全体をみたときに不足していると思われるサービスや支援

- 生活支援型グループホーム
- 相談支援事業所
- 移動支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 行動援護

ウ 障がいの理解と交流について求める障がい者施策

- 障害理解に対する啓発が足りていない。
- 障がい者と地域の人達との交流の場を増やして頂きたい。

エ 相談・情報提供について求める障がい者施策

- 情報共有できるように、ケア会議の開催、のんびりネットの活用をしていく。
障がい分野に限らず、地域福祉として、介護や児童分野との情報交流ができる場を引き続き行ってほしい。
- 民生委員に、地域の自治会等に対して、単身の障がい者への理解・配慮を深めて頂く活動をお願いしたい。

オ 雇用・就労について求める障がい者施策

- 就労系のサービスの知名度が低い。
- B型は増えたが、A型や就労移行が少なく、市外を選ばれる方が多い。
- B型就労について、相談機関や医療だけでなく、他から繋がる仕組みがあると良い。

カ 社会参加や生きがいづくりについて求める障がい者施策

- 高齢者介護、福祉サービスの連携が弱い。
- 引きこもり対策、当事者に対するサービスなどの情報提供。
- 家族全体を伴走支援できる専門職チームの創設。
- 8050 までいかずとも、親 60 代、子 30 代など幅広く対策が必要。
- 障がい福祉サービス、就労支援の強化、生活困窮者について。コロナで増えている為、経済的な問題だけでなく、様々な要素が絡んでいる。他市より誇れるような事、取り組みがあると良い。

② 関係団体

ア 現在の活動上の課題

- 新規の会員の加入が少ない。
- 会員が高齢化している。若い会員の加入がない。

イ 岩倉市全体をみたときに不足していると思われるサービスや支援

- フリースペースあみ〜ごでの相談員の充実。定期的に基幹相談支援センターの職員にも参加してほしい。
- ショートステイできる施設
- 手話通訳の派遣

ウ 相談支援・自立支援体制について求める障がい者施策

- 相談体制は市役所に基幹相談支援センターが設置され充実した。
- 民生委員等地域における支援体制はほとんど機能していない。
- 地域ネットワークは近隣地区の支援体制の整備が必要。
- 相談体制は充実している。

エ 市民の福祉意識について求める障がい者施策

- 障害者連絡協議会の活動として地域共生社会を目指し市民・ボランティアと共同でイベント等を開催している。

オ 地域での暮らしについて求める障がい者施策

- 電気屋や喫茶店に手話のできる人が少ない。
- 訪ねてくる人の素性が判らずに困ることがある。

カ 保健・医療の充実について求める障がい者施策

- 早期発見、前兆の早期発見、アウトリーチの充実
- 運動したいが、運動する場所がわからない。場所がわかっても説明等が判らない点があるため、できるか不安である。

キ 療育・教育について求める障がい者施策

- 障害にも個人差があり、成人に達したとき自立及び支援体制の充実、確立が必要。

ク 地域生活支援について求める障がい者施策

- いつか親が亡くなり、1人きりになっても生活保護を受ける以外の体制の確立を希望する。

ケ 社会参加について求める障がい者施策

- スポーツイベント、コンサート等可能な限り一般市民との交流の機会づくりに配慮している。
- 全国大会であるみんなネットに参加、フリースペースの開催、イベントへの参加。
- 様々に参加したいが、手話通訳がないものは参加できない。

コ 雇用・就労について求める障がい者施策

- 障害にも個人差があり、画一的には決められない。能力に見合った職場の開発が必要。
- 大半がB型就労で、症状の回復した人はA型を希望している。
- 市内における働く場が少ない。近隣市町へ働きに行く働き方が必要と思う。

サ 施設・情報のバリアフリーについて求める障がい者施策

- 公共施設は完備しているが、区の会館等では整備施設が少ない。
- 対応する人が手話ができないので、文字盤等で対応できる人がいると良い。コンビニはコミュニケーションボードが設置してあるところもあり、助かる。

シ 災害時支援体制について求める障がい者施策

- 民生委員の方々はそれぞれに把握されているが、各障害者は災害が起きた場合の避難場所の教示が必要ではないか。
- とても不安である。情報が入らない。放送があっても聞こえない。近所で手話ができる人から教えてもらえることがあるが、大抵は分からない。

ス 所得保障について求める障がい者施策

- 障害者で無年金の人が見受けられる。基幹相談支援センターの活動、役割に期待する。



計画の基本的な考え方

Ⅱ 1 基本理念

本市の将来像は「健康で明るい緑の文化都市」を掲げ、マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会を目指しています。

この将来像の実現に向けて、障がい者（児）福祉分野では、障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しているまち、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がいのある人と交流し支え合える環境が整っているまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉の取り組みとの連続性、整合性から第5期岩倉市障がい者計画の理念「ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、誰もが健康で、住みなれた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができるまちづくりをめざします。

【 基 本 理 念 】

**ともに生き、ともに創ろう
ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら**

Ⅱ 2 基本目標

(1) ライフステージに対応した包括的な支援体制の構築をめざします

障がいのある人が、たとえ家族の支えがなくとも、地域で自立した生活を持続けられるよう、ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わることで、それまでの支援が途切れてしまわないように、障がいの特性とライフステージに応じて切れ目ない支援のできる仕組みづくりを関係機関で連携して推進します。

また、ライフステージごとに変化する状況やニーズに即した支援に対応するためにも、関係機関が各々の役割を果たしながらも重層的に支援する仕組みづくりを進めます。

(2) 誰もが役割を持った真の地域共生社会の実現をめざします

障がいのある人が、自身の個性や能力を最大限に発揮し、社会活動に自分らしく参加できる地域社会の構築を図ります。また、働きたいという意欲を持つ人が、自分に合った働き方で生きがいを感じられる環境を整え、就労に向けた支援や就労定着のための支援を充実します。

障がいのある人もない人も、様々な交流機会を通じ、生きがいをともに作り、高め合いながら、また支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を推進します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護をめざします

障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人に対する適切な支援を提供し、障がいの有無に関係なく、ともに安心して生活できるまちづくりを進めます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がいある人への虐待の防止や、障がいある人の権利擁護のための取組を進めます。

(4) 人材の確保・育成をめざします

障がいのある人が地域で暮らす上で、住まいの確保や生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範での支援が求められます。

地域での生活支援の維持向上を図り、障がいのある人の生活の質を高めるためにも、介護福祉人材や専門職、ボランティアなどの福祉の担い手の確保・育成を進めます。

Ⅱ 3 施策の方向

(1) とともに生きる～理解と交流の推進

- 障がいと障がいのある人への理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育など学校での福祉教育を継続します。また、相互理解を図るため障がいのある人と地域住民との交流機会の創出に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、支え合いながら暮らせる地域を目指して、ボランティアの育成や、関連団体の活動を支援し地域住民が主体的に取り組める体制の充実を図ります。

(2) 地域で生活する～生活支援の充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、住まい、生活支援、就労支援、相談・情報提供など、それぞれのサービスの充実を図ります。
- 障がいにより判断能力が不十分な人に対して、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護体制の確立に努めます。
- 障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むために、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の施策を推進します。

(3) 健やかに生きる～保健・医療の充実

- 障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導に努めるとともに、生活習慣病予防の健康教育や健康相談などを通じて障がいの原因となる疾病の予防に努めます。
- 障がいのある人が、在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供できるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。
- 近年の新型コロナウイルスなどの感染症の流行を踏まえ、感染症対策についての周知啓発、研修などに取り組んでいきます。

(4) 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実

- 障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。
- 学校教育においては、個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めていきます。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

(5) いきいきと活動する～社会参加の促進

- 就労は自立した生活の基盤となり、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障がいのある人の能力や適正に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援を行います。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。
- 障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。また、安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を推進します。

(6) 安心して暮らす～安全・安心の整備

- 公共施設等においてバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを、市民、行政、事業者等が一体となって推進します。
- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。また、緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備の他、災害時の避難を地域で支援できるよう、避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

Ⅱ 4 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 施策の方向 〕

〔 施策 〕

ずっと住みたい、ともに生き、ともに創ろう
いきいきと活動する、安全・安心のまち

1 とともに生きる
～理解と交流の
推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 差別解消に向けた取組の推進
- (3) 福祉教育の充実
- (4) 交流の促進

2 地域で生活する
～生活支援の
充実

- (1) 生活の場の確保
- (2) 生活支援の充実
- (3) 相談の充実
- (4) 情報アクセシビリティの向上や
意思疎通支援の充実
- (5) 権利擁護の推進・虐待の防止
- (6) 人材の確保と育成

3 健やかに生きる
～保健・医療の
充実

- (1) 保健事業の充実
- (2) 医療体制の充実と連携強化

4 可能性を伸ばす
～療育・保育・
教育の充実

- (1) 療育の充実
- (2) 保育・幼児教育の充実
- (3) インクルーシブ教育の推進

5 いきいきと活動
する～社会参加
の促進

- (1) 雇用の促進
- (2) 就労後の支援の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の
推進

6 安心して暮らす
～安全・安心の
整備

- (1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくり
の推進
- (2) 外出・移動支援の充実
- (3) 災害時の地域支援体制の確立
- (4) 福祉避難所の整備



施策の展開

11 ともに生きる～理解と交流の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

《現状と課題》

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が障がい者で19.2%、障がい児で38.1%となっています。

今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障がい特性に対する住民への理解・啓発の推進	広報紙やホームページ、各種研修、イベント等を通して、障がい福祉に関する制度や、障がいのある人とその障がい特性に対する住民、職員等の理解・啓発を推進します。	福祉課
地域共生の理念の普及	障がいの有無にかかわらず、すべての市民が「自助」や「互助」の重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解するように、「地域共生」の理念を、さまざまな機会を利用して周知していきます。	福祉課
コミュニケーション手段の利用促進	コミュニケーションボードの普及・啓発、イベント等における手話通訳、要約筆記の設置により多様なコミュニケーション手段の利用促進に繋げるとともに、手話言語条例の制定について、聴覚障がい当事者団体との意見交換などを踏まえながら研究に努めます。	福祉課 行政課

(2) 差別解消に向けた取組の推進

《現状と課題》

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある障がい者が、身体障がいでは7.8%、知的障がいでは15.9%、精神障がいでは24.6%、また、児童については、身体障がいでは35.3%、知的障がいでは30.8%、精神障がいでは37.5%、発達障がい児では28.0%となっており、精神障がいでは差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられます。また、どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、障がい者では「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が、障がい児では「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっています。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときの相談先について、障がい者で「相談していない」が59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が14.7%となっています。障がい児では「相談していない」が39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」が21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」が10.7%となっており、相談していない、または相談する場所がわからない人が多くみられます。

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援の充実が求められています。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
「障害者差別解消法」についての周知・啓発	広報紙やホームページ、各種研修、イベント等を通して、障害者差別解消法の理念や「障害を理由とする差別」、「合理的配慮」といった内容について周知・啓発を行うとともに、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉課 秘書企画課
障がいを理由とする差別の禁止	「障害を理由とする差別」を一切しないよう、民間事業者に対して求めるとともに、障がいを理由とする差別の具体的な事例等の周知に努めます。	福祉課

事業名	内容	担当課等
手続や選挙における合理的配慮の提供	行政手続等において合理的配慮が提供されるよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の徹底に努めるとともに、市庁舎や投票所において意思疎通を支援するため、コミュニケーションボードや代理投票支援カードの設置等、様々な場面で合理的配慮の提供が充実するよう努めます。	福祉課 行政課

(3) 福祉教育の充実

《現状と課題》

障がいのある人とない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。

幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
福祉教育の充実	「総合的な学習の時間」の中で、引き続き障がいのある人への理解や人権などのテーマを取り上げるとともに、社会福祉協議会の指定する福祉協力校が行っている福祉実践教室など福祉教育の充実にも努めます。	学校教育課 福祉課
福祉体験学習等の推進	小中学校での福祉教育を推進するため、精神障がいへの理解をはじめとした福祉体験学習などへの指導、支援を行います。	学校教育課 福祉課
交流及び共同学習の促進	学校生活のさまざまな場面で、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に活動する機会を積極的につくることによって、お互いを理解し支え合える心が育まれるような環境づくりを進めます。	学校教育課
教職員の指導力向上	教職員については、障がいと障がいのある子どもについての知識と理解を深め、児童生徒への指導力向上を図るための研修を充実します。	学校教育課
生涯学習における福祉教育の推進	生涯学習の一環として、障がいや人権などをテーマとした講演や映画上映を行い、市民の障がいと障がいのある人への理解を深めていきます。	生涯学習課 福祉課

(4) 交流の促進

《現状と課題》

障がいに対する理解を促進するために、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。

アンケート調査によると、近隣とつきあいがある障がい者は74.8%となっています。

また、困ったときに相談できる人がいない人が身体障がい49.7%、知的障がい62.5%、精神障がい69.0%となっており、精神障がい相談できる人がいない割合が高くなっています。

地域の活動や行事に参加している人が障がい者15.2%、障がい児22.1%となっています。

そのため、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
岩倉市障害者連絡協議会の活動支援	障がいのある人が、個々の障がいの枠を超えて、お互いの障がいについての理解を深め、共通する問題を解決していくために、岩倉市障害者連絡協議会の活動を通じて障がいのある人及び当事者団体間の交流を支援します。	福祉課
当事者団体の「見える化」の促進	市の広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人の当事者団体等の活動を紹介するとともに、福祉課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体等の活動の「見える化」を支援し、各団体の活動の活性化を促進します。	福祉課
社会参加の場の確保	市民の地域活動の場として整備されている市民プラザやふれあいセンター、地域交流センターみどりの家・くすのきの家、多世代交流センターさくらの家の活用を促進し、障がいのある人が気軽に社会参加できる場を確保します。	福祉課
当事者団体の活動支援	障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、精神障害者家族会をはじめ各当事者団体等が主催する交流の場や、ピアカウンセリングなどの活動を支援するとともに、団体間の交流や連携を支援します。	福祉課
障がいのある人を支援するボランティアの育成と活動支援	障がいのある人の日常生活や社会参加への支援が円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、障がいのある人を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障がいのある人とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。	福祉課

事業名	内容	担当課等
当事者団体への参加促進	障がいのある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げるとともに情報共有が図れるよう、障がいのある人に当事者団体への参加を促します。	福祉課

2 地域で生活する～生活支援の充実

(1) 生活の場の確保

《現状と課題》

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

アンケート調査によると、今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が障がい者・障がい児ともに最も割合が高くなっています。また、「グループホーム等で共同生活をしたい」が知的障がい者で26.1%と高くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいが重度でも入所・入居できる施設の整備」が障がい者で11.2%、障がい児で9.7%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が障がい者で10.5%、障がい児で1.8%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が障がい者で10.0%、障がい児で11.5%となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
地域生活への移行支援の充実	グループホームで、自立した地域生活を営むことができるよう、短期の入居生活を行い、自活能力を向上させる地域生活体験事業の実施する等、地域生活への移行支援の充実を図ります。	福祉課
住宅改善の推進	障がいのある人の快適な住まいを確保するため、身体障害者住宅改善費助成事業を引き続き実施するとともに、相談や専門的なアドバイスにより、適切な住宅改修ができるようリフォームヘルパー派遣事業も引き続き実施します。 住宅改修を必要とする人が、適切な改修を行えるよう両制度の周知を図ります。	福祉課 長寿介護課

(2) 生活支援の充実

《現状と課題》

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が障がい者で 3.1%、障がい児で 0.9%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が障がい者で 11.5%、障がい児で 14.2%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が障がい者で 15.6%、障がい児で 4.4%となっています。

障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要です。また、地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や 365 日 24 時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められています。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
訪問系サービスの充実	障がいのある人の地域における自立した暮らしを支えるために、居宅介護、行動援護、同行援護等の訪問系サービスを実施します。利用者のニーズに対し的確に応えられるよう、必要に応じて事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の充実を図ります。	福祉課
日中活動系サービスの充実	障がいのある人の日中活動の場の確保と、多様な障がいの特性に応じた活動の場が選択できるよう、介護給付の生活介護や就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センターについて利用者ニーズの把握と、事業所情報の把握に努め必要なサービスの確保を図ります。 また、短期入所については、身近な地域での利用ができるよう事業者の参入を促進します。 特に、重症心身障がい者に対する生活介護と短期入所が提供できる体制を、市内事業者と連携して整えていきます。	福祉課
地域生活支援の拠点づくり	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを進め、障がいのある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	福祉課

事業名	内容	担当課等
コミュニケーション支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人、また聴覚障がいのある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、制度の周知に努めます。	福祉課

(3) 相談・情報提供の充実

《現状と課題》

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。

アンケート調査によると、医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどについて、家族のほかに誰に相談しているかについて、「市役所」が36.4%と最も高く、次いで「医療機関」が20.9%となっている一方、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が15.5%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が障がい者で34.6%と最も高く、障がい児で48.7%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が障がい者で4.5%、障がい児で2.7%となっています。

引き続き個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
相談支援体制の強化	基幹相談支援センターを活用し、多様な相談ニーズに応じられるよう体制を整備するとともに、指定特定相談支援事業所等との事例検討会の定期的な開催等を通じ、地域の相談支援体制の更なる充実を図ります。	福祉課
障害福祉サービスの利用支援	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。	福祉課
包括的な相談支援体制の検討	障がいのある人と高齢の親が同居している世帯など、課題が複合化しており、障がい者施策だけでは適切な解決策を講じることが困難なケースが増えてきています。こうしたケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。	福祉課 長寿介護課

事業名	内容	担当課等
ピアカウンセリングの促進	当事者団体等において、障がいのある人自身がカウンセラーとなって、障がいのある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピアカウンセリングの実施を支援します。	福祉課
家族支援の充実	障がいのある人の家族等について、総合的に相談に応じ、障がいに関する情報提供を始め、必要な支援に繋ぐことができるよう体制を整備します。	福祉課

(4) 情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実

《現状と課題》

すべての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するに当たり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要です。

アンケート調査によると、障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、障がい者で「市の広報紙」が48.9%と最も高く、「市のホームページ」が21.9%、「スマートフォン等で使用するアプリ」が16.5%、障がい児で、「市の広報紙」が50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター・LINE」が36.3%、「市のホームページ」が35.4%となっており、広報紙での情報提供を希望する人が多くみられます。

今後も障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするために、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
福祉サービスに関する情報提供の充実	各事業所のサービス内容などをわかりやすくまとめた福祉サービスの手引きを作成します。また、相談支援事業を活用した情報提供の充実を図ります。	福祉課
障がいのある人への情報提供の充実	文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人が、日常生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に入手できるよう、「声の広報」などの情報提供を充実します。また、市内のボランティア団体の協力を得ながら、市の発行する印刷物の点字化・音訳化に努めます。	福祉課
障害者手帳交付時の情報提供の充実	障害者手帳交付時に、福祉サービスの手引きなどや各種パンフレットなどを活用し、情報提供の充実を図るとともに、当事者団体等の活動を紹介します。	福祉課
情報提供にかかわるボランティア等の育成	社会福祉協議会などと連携をとりながら、点字・点訳、拡大写本、手話通訳・要約筆記、対面朗読などのボランティアの養成を図ります。	福祉課

事業名	内容	担当課等
ユニバーサルデザインの考え方に基づく情報提供	広報紙やホームページをはじめ市が情報提供を行う際には、誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくよう努めます。	秘書企画課

(5) 権利擁護の推進・虐待の防止

《現状と課題》

障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

アンケート調査によると、社会福祉協議会が実施する、日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、制度を知らない人が障がい者で74.0%と高くなっています。また、今後、日常生活自立支援事業を利用したい人が10.8%となっており、知的障がい、精神障がいを利用したい人の割合が高くなっています。

成年後見制度について、制度を知っている人が障がい者で51.0%、そのうち利用している人は2.3%となっており、今後、成年後見制度を利用したい人は5.3%となっています。一方、障がい児で成年後見制度を知っている人が58.4%と高く、成年後見制度を利用したい人は14.2%となっています。

いままでに自分の体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が障がい者で15.3%、障がい児で15.9%となっています。特に精神障がい（児）で傷つけられたと感じている人の割合が高くなっています。また、虐待の内容について、障がい者で「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」が79.3%と最も高く、誰から虐待を受けたかについて、「家族、親族、一緒に住んでいる人等」が42.7%と最も高くなっています。

虐待を受けたとき、だれ（どこ）に相談したかについて、障がい者では「家族・親族」が35.3%と最も高く、「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が16.7%、「知人・友人」が12.7%となっています。障がい児では「家族・親族」が50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」が38.9%、「知人・友人」が27.8%となっています。一方、「相談できる人がいない」が障がい者で22.7%います。

地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
成年後見制度利用支援の充実	中核機関である尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知・啓発や制度利用支援に努めます。また、後見候補者の確保、育成として、法人後見実施法人育成の取組や市民後見人養成事業を実施し、地域における権利擁護支援体制の充実を図ります。	福祉課 長寿介護課
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力に不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課
虐待の防止等に関する周知・啓発	障害者虐待防止法に基づく虐待の通報義務をはじめ、障がい者虐待の防止等に関する制度の周知・啓発を図ります。	福祉課

(6) 人材の確保と育成

《現状と課題》

福祉・介護サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供するための人材が求められています。

アンケート調査によると、医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、障がい者で「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%となっています。

福祉・介護人材の確保を進めるため、若年層を含む幅広い年代が福祉の仕事に興味・関心を持ち、就労先として選択することが求められます。そのためには、子どもや学生等が福祉施設において、直接障がい者と交流するような地域交流の場や体験型学習、職場体験等を行い、障がいのある人とのふれあいを通し、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」	市広報やホームページをはじめ、市のかかわるイベントなどさまざまな機会を活用して、福祉・介護の仕事の魅力をPRし、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の確保を図ります。	福祉課 長寿介護課
事業者との連携強化	市内のサービス提供事業者との連携を強化し、本市における福祉・介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、サービス提供事業者と意見交換をしながら、人材の確保の視点で取組を検討します。	福祉課 長寿介護課

3 健やかに生きる～保健・医療の充実

(1) 保健事業の充実

《現状と課題》

障がいを経験し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査によると、現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が障がい者で 81.0%、障がい児で 69.9%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が障がい者で 12.2%、障がい児で 7.1%となっています。

今後も、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
妊婦健康診査の充実	障がいなどの早期発見や安全な妊娠、分娩を目的とする妊婦健康診査の充実に努めます。	健康課
乳幼児健康診査の充実	障がいなどを早期に発見し適切な療育指導に結び付けるために、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実に努めます。	健康課
乳幼児訪問指導の充実	継続的な保健指導が必要な乳幼児に対して、保健師などによる訪問指導の充実に努めます。	健康課
各種健康診査・事後指導の充実	がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査及び健診結果に基づく事後指導の充実に努めます。	健康課 市民窓口課
健康づくり事業の推進	生活習慣病の予防と積極的な健康増進を図るため、健康づくりの三大要素である「栄養」、「運動」、「休養」のそれぞれの視点から、各種健康づくり事業を進め、機会あるごとに啓発活動を行います。	健康課
精神保健に関わる相談援助体制の整備	専門職に相談できる機会として、臨床心理士によるこころの健康相談を引き続き実施します。	健康課 福祉課
職員の研修等の充実	発達の遅れのある子どもの保護者に対する指導向上のため、関係部署における職員の研修などを充実します。	健康課 子育て支援課 福祉課

事業名	内容	担当課等
継続した支援体制の整備・関係機関との連携	障がいや発達の違いの発見後は、児童相談センター、医療機関、保健所などと連携し、的確な相談指導や医療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。また、保健所と連携し、在宅で療養する難病患者などに対する保健師の訪問指導や情報提供の充実に努めます。	健康課 子育て支援課 福祉課
感染症対策の充実	新型コロナウイルス感染症を含めた感染症について、関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障害のある人の感染予防対策を講じるとともに、障害のある人が感染した場合の支援体制を整備に努めます。また、感染拡大防止の取組のための障がい福祉サービス事業支援を実施します。	健康課 福祉課

(2) 医療体制の充実と連携強化

《現状と課題》

保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

アンケート調査によると、医療のことで困っていることについて、障がい者で「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%、障がい児で「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が障がい者で12.2%、障がい児で2.7%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	福祉課 長寿介護課 健康課
地域の医療提供体制の構築	障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。	福祉課 長寿介護課 健康課
医療的ケア児等の支援体制の構築	医療的ケアを要する子どもについては、学校生活、障がい福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるとともに、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
医療費助成の周知	福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額が助成されています。受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。	福祉課 市民窓口課
かかりつけ医の奨励	二次障がいの予防・早期発見と対応のために、歯科医を含め、かかりつけ医を持つことを奨励します。	健康課
在宅歯科診療の周知	一般の歯科診療所への通院が困難な障がいのある人が、気軽に在宅で歯科医療サービスを受けられるよう、本人、家族、事業者等へ訪問歯科診療の周知に努めます。	健康課 長寿介護課
歯科衛生士による訪問口腔衛生指導の周知	障がいのある人が在宅で訪問による口腔衛生指導を利用できる制度の周知を図ります。また、必要に応じて介護保険サービス等につなげていきます。	健康課 長寿介護課 福祉課

4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実

(1) 療育の充実

《現状と課題》

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、身体障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、障がい児で児童発達支援を利用したことがある人が利用したことがある人が 72.6%、知っている人が 84.1%、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%となっています。

今後も、障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
「あゆみの家」の充実	就学前の乳幼児を対象に実施している「あゆみ教室」での児童発達支援事業において、言語療法、作業療法、音楽療法の療育プログラムの充実に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康課
相談支援体制の強化	障がいのある子どもの保護者が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保育園や学校などの関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
保護者に対する障がい受容支援	障がいの早期発見・早期療育のため、保護者に対する障がい受容支援と、障がいに対する知識の啓発活動を推進します。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
継続的な支援システムの構築	乳幼児期から学齢期、就労に至る段階まで、保健、医療、教育、福祉、労働などの関係機関との密接な連携を図りながら、教育相談やコーディネートなど、一人ひとりに合わせた継続的に支援できる仕組みを検討します。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
保護者等の交流の場づくり	障がいのある子どもの支援が円滑に行われるよう、障がいのある子どもの親同士などの交流の場づくりを推進します。また、「あゆみの家」を利用していた 0B 等のネットワーク化を支援し、新たなピアカウンセリングの場の創出を進めます。	福祉課 子育て支援課 健康課

(2) 保育・幼児教育の充実

《現状と課題》

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が12.4%となっています。

育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの割合が高くなっています。また、育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が10.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が障がい児で46.9%となっています。

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
インクルーシブ保育（統合保育）の推進	障がいのある子どもの発達を促すとともに、障がいのない子どもの思いやりの心を育むため、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに保育や教育を受けるインクルーシブ保育を推進します。すべての子どもがより適切な環境の中で保育が受けられるよう、一層の配慮を図るとともに、保育園、幼稚園や専門機関と保護者の連携を強化します。	子育て支援課
専門職の配置・職員の知識向上	適切な保育を受けることができるよう、専門職の配置や、研修による職員の知識の向上を図ります。	子育て支援課
子育て相談の充実	地域や家庭での養育環境を整備するため、子育て支援センターに利用者支援員を配置し、子育て相談の充実を図ります。	子育て支援課
障がい児の受け入れ体制の充実	障がいのある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受け入れを進めるとともに、認定こども園等での受け入れを働きかけます。	子育て支援課

事業名	内容	担当課等
保育士、教員の資質向上	障がいの多様化に対応できるように保育士、教員等を対象に、障がい児・者理解のための実践的な研修を進めて資質と力量の向上を図っていきます。	子育て支援課 学校教育課

(3) インクルーシブ教育の推進

《現状と課題》

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある幼児・児童・生徒が自立と社会参加を目指すインクルーシブ教育は大変重要となっており、また、「障害者差別解消法」の施行後、合理的配慮の提供が求められています。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が障がい児で 54.9%と最も高くなっています。

今後も、一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
インクルーシブ教育を推進するための多様な学びの場の充実	個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。	学校教育課
障がいに応じた特別支援学級の設置	障がいのない児童生徒と共に学べる環境を整備するため、障がいに応じた特別支援学級の設置を推進します。	学校教育課
療育の一貫性の確保	障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため「岩倉市サポートブック」を活用するなどして幼児期から小学校、中学校まで療育の一貫性を確保できるよう、内容の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
進路指導の充実	障がいの程度や特性に応じ、適切な教育を受けることができるよう、進路相談や進路先への個別の教育支援計画の活用に努めます。	学校教育課
個別の教育支援計画・指導計画の活用	児童生徒が個々の障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けることができるよう、特別支援学校をはじめ関係機関と連携しながら、個別の教育支援計画・指導計画を活用した支援を進めます。	学校教育課
学校教育施設のバリアフリー化の推進	障がいのある児童生徒が学習や生活面で支障をきたさないよう、また災害時の避難場所としての活用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	学校教育課

5 いきいきと活動する～社会参加の促進

(1) 雇用の促進

《現状と課題》

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組む必要があります。

アンケート調査によると、日中の主な過ごし方について、仕事をしている人が19.8%となっています。特に知的障がい仕事をしている人の割合が高くなっています。また、職場への不安や不満について、「収入が少ない」が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が15.4%、「人間関係がよくない」が12.6%となっています。

障がいのある人の就労を促進するために必要なことについて「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」等が上位に挙がっています。

今後、充実すべきだと思えることについて、障がい者で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が23.0%、「配慮された働く場の整備」が10.7%、障がい児で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が46.0%、「配慮された働く場の整備」が31.0%となっています。

就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。今後も、障がいのある人の雇用促進の充実に向け、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障がい者雇用についての啓発	ハローワーク等関係機関と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。 また、障がいのある人を雇用する企業を支援するための助成制度など、障がい者雇用促進施策についての周知を図り、障がいのある人の雇用を促進します。	福祉課 商工農政課
市の法定雇用率の達成	市職員の障がい者雇用率が法定雇用率を達成するよう職員の計画的な採用を行います。また、職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めます。	秘書企画課

事業名	内容	担当課等
精神障がいのある人の就労の促進	ハローワーク、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と連携し、精神障がいのある人の就労の促進を図ります。	福祉課
就労移行支援・就労継続支援事業の参入促進	就労移行支援事業や就労継続支援事業への事業者の参入を促進します。	福祉課
一般就労が困難な人の就労の場への支援	市内にある生活介護事業所、就労継続支援事業所の運営などを側面的に支援します。	福祉課
障がい者雇用に関する「見える化」の促進	広報紙などで障がいのある人を雇用している企業や、企業で活躍している障がいのある人の紹介を行うなど、企業、市民への理解促進に努めます。また、先進的な取組について、具体的な工夫等の事例を収集し、市内企業等に紹介します。	福祉課
多様な就労体験・実習の場の確保	ハローワーク、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と連携し、企業等に対して、障がい者雇用についての理解・協力を求めていくとともに、就労体験・実習の受け入れの場の確保に努めます。	福祉課

(2) 就労後の支援の充実

《現状と課題》

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を利用したことがある人が障がい者で2.4%、知っている人が16.8%、障がい児で知っている人が21.2%、今後利用したい人が32.7%となっており、今後も認知度を向上させる必要があります。

今後も、企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
優先調達の推進	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就業施設等からの物品の調達や役務の提供について、優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。また、障がい者就業施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。	行政課 福祉課

事業名	内容	担当課等
障がい者の就労定着への支援	就労定着支援事業の事業者参入の促進やジョブコーチの普及を促進します。また、市役所2階フロアを一部貸出し、就労支援の場を兼ねたレストランの運営を支援します。	行政課 福祉課
職場における合理的配慮の提供義務等の周知と啓発	障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	福祉課

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

《現状と課題》

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。

アンケート調査によると、この1年間にどのような活動をしたかについて、障がい者で「趣味の活動」が20.4%、「旅行」が19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が18.3%となっています。今後、活動したいことについて、「旅行」が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が24.7%、「趣味の活動」が23.0%となっており、今後活動したい内容に「旅行」を希望する人が多いことから、移動する際の道路等の交通環境の整備などが求められます。

障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進	段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システムなど障がいのある人が安心して活動ができるよう、必要に応じスポーツ施設、文化施設等、人や環境に配慮したバリアフリー化を推進します。	生涯学習課 福祉課
スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援	市内で開催される障がいのある人のためのスポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントや、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、一緒に楽しめるイベント等を関係機関と連携し積極的に支援します。	生涯学習課 福祉課

事業名	内容	担当課等
スポーツ教室の充実	障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やイベント開催を積極的に支援するとともに、こうした開催の周知を図っていきます。	生涯学習課 福祉課
スポーツ大会等への参加支援	段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システムなど障がいのある人が安心して活動ができるよう、必要に応じスポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化を推進します。	生涯学習課 福祉課
市民健康マラソンにおける配慮	市内で開催される障がいのある人のためのスポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントや、障がいある人と障がいのない人が一緒に活動し、一緒に楽しめるイベント等を積極的に支援します。	生涯学習課
スポーツ施設の利用促進	障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室を開催するとともに、こうした教室の周知を図っていきます。	生涯学習課
スポーツ活動関連情報の提供	愛知県身体障害者スポーツ協会などが開催するスポーツ大会などへの参加を支援します。	生涯学習課 福祉課
障がい者スポーツの普及	市民健康マラソンの際に、障がいのある人が安心して参加できるよう配慮するとともに、ニーズがあれば車いす部門を設けることなどについて検討します。	生涯学習課 福祉課
障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり	スポーツやレクリエーションは、障がいのある人にとって、感覚訓練、機能訓練としても有効です。こうした観点から、障がいのある人のスポーツ施設の利用を促進します。	生涯学習課 福祉課
障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充	障がいのある人のスポーツ活動へのニーズに対応できるよう、参加可能な種目やクラブ情報を調査し、情報の提供に努めます。	生涯学習課 福祉課

6 安心して暮らす～安全・安心の整備

(1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

《現状と課題》

アンケート調査によると、岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設でのバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が障がい者で 14.5%、障がい児で 11.5%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が障がい者で 24.2%、障がい児で 12.4%となっています。

公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいく必要があります。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	まちづくりの基本的な考え方として、今後も、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基きまちづくりを進めていきます。	秘書企画課 都市整備課
公共施設等のバリアフリー化の推進	「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準にしたがい、順次公共施設の整備を行っていきます。	都市整備課
民間施設のバリアフリー化の推進	市内の民間施設において、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合していると認められた施設（県条例適合証交付施設）が増えるよう、市民や事業者に周知を図ります。	都市整備課 福祉課
こころのバリアフリー化の推進	障がいのある人にとってのバリア（障壁）は、障がいのない人の車いす使用者用駐車場への駐車、視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、ハード面ではありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、市民のそれら施設・設備の意義についての理解を促進し、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。	福祉課
障がい者補助犬の受け入れ	盲導犬をはじめとする障がい者補助犬の受け入れについて、公共施設における対応はもちろん、民間施設についても協力を呼びかけていきます。	福祉課

(2) 外出・移動支援の充実

《現状と課題》

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。

アンケート調査によると、どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が障がい者で 40.6%、障がい児で 55.8%と最も高くなっています。また、外出するうえで困ることについて、障がい者で「介助者などがないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が、障がい児で「介助者などがないと外出が困難である」「人の目が気にかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっており、外出の際に介助を必要としている人が多くみられます。

岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が障がい者で 4.8%、障がい児で 0.9%と低くなっています。

今後も、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。また、単身での外出が困難な人が必要な時に目的地まで安全に移動できるように支援の充実が求められます。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
障害福祉サービスによる外出支援	障がいのある人の外出を支援するため、介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業を円滑に実施し、障がいのある人の外出を支援します。	福祉課
タクシー料金の助成による外出支援	障がいのある人の日常生活における活動・行動を支援するため、心身障害者福祉タクシー料金助成事業を引き続き実施します。また、利用者のニーズを把握したうえで、より有効な制度となるよう内容を随時見直していきます。	福祉課
ふれ愛タクシーによる外出支援	障がいのある人や高齢者等の外出を支援するため、通院や買い物等の移動手段として、ふれ愛タクシーを引き続き運行します。	協働安全課
自動車運転免許取得費等の助成	障がいのある人の就労や社会参加を促進するため、障がい者自動車運転免許取得費助成事業及び身体障がい者用自動車改造費助成事業を引き続き実施します。	福祉課
交通事業者との連携強化	障がいのある人が、安心して公共交通機関を利用できるよう、交通事業者との連携を強化し、サービスの向上を促進します。	福祉課 秘書企画課

(3) 災害時の地域支援体制の確立

《現状と課題》

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査によると、地震などの災害時に避難できるかについて、障がい者で「一人でできると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%、障がい児で「支援者がいればできる」が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」が13.3%、「一人でできると思う」が10.6%となっており、避難の際に支援者を必要とする人の割合が高くなっています。また、地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、障がい者で「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%、障がい児で「家族などに連絡をとれない」が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」が56.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が障がい者で25.2%、障がい児で10.6%となっています。

今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
避難行動要支援者に対する支援の推進	災害発生時における、要支援者の安否確認や情報伝達、援助等の体制づくりを進めます。また、積極的に避難行動要支援者支援制度に関する情報を発信し、名簿掲載者の個別避難計画の作成率を向上させます。	福祉課 協働安全課
地域防災体制の強化	地域住民による救助や避難などの防災体制を構築するため、自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心とした地域のネットワークの強化を図るとともに、マンパワーの養成を進めます。また、各自主防災組織において防災マップの作成を促進します。	福祉課 協働安全課
避難行動要支援者支援制度の啓発	避難行動要支援制度や個別避難計画について広く周知啓発を図り、地域における共助の意識向上に努めます。	福祉課

(4) 福祉避難所の整備

《現状と課題》

アンケート調査によると、災害時に、避難所等で困られることについて、障がい者で「トイレのこと」「プライバシー保護のこと」などが、障がい児で「コミュニケーションのこと」「トイレのこと」「避難所で過ごすこと自体が難しい」などが上位に挙がっています。

また、災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、障がい者で「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などが、障がい児で「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」などが上位に挙がっています。

避難行動要支援者制度を知っている人が障がい者で 13.1%、そのうち利用している人は 1.7%、障がい児で知っている人が 17.7%、そのうち利用している人が 1.8%となっており、避難行動要支援者制度の認知度・利用率の低くさがみられます。

今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容	担当課等
避難路確認の周知	障がいの有無に関わりなく、災害発生時に誰もが安全に避難できるよう、事前に避難できる経路を確認するよう市民周知に努めます。また、避難所の位置等に関する周知を行うとともに、各自主防災組織において防災マップの作成を促進します。	協働安全課
福祉避難所の整備	誰もが安心して避難生活を送れるよう、個々の障がいに配慮した避難所の整備を、今後も各種事業所と協議しながら進めていきます。	協働安全課 福祉課
緊急通報システムの普及等	障がいのある人の日常生活の不安を軽減するため、病気や火災などの緊急事態に対処する緊急通報システムの普及に努めます。	長寿介護課



計画の推進

Ⅱ 1 計画の推進体制

(1) 市民と行政の協働による推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。

そこで、計画の推進にあたっては、多く市民の協力が得られるよう働きかけ、当事者団体、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関連組織の連携を強化し、市民と行政の協働による施策の展開をめざします。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉の分野に限らず、保健、教育、就労など幅広い分野にまたがった計画であるため、岩倉市健康福祉部福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進します。

(3) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び尾張北部圏域（障害保健福祉圏域）内の市町と連携して推進します。

Ⅱ 2 計画の進捗管理

本計画に掲げた《具体的な取組》等が、障がいのある人のニーズに応じて的確に実行されているかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の取組に反映していきます。計画の進捗管理については、岩倉市障害者計画推進委員会及び岩倉市地域自立支援協議会を通じて行います。

計画の進捗管理（PDCAサイクル）

